

令和6年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和6年6月4日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	益子純恵	8番	小川正典
9番	鈴木繁	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子明美		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	会計管理者 兼会計課長	齋藤昌代
総務課長	笠井真一	企画財政課長	谷田克彦
税務課長	田角章	住民課長	金子洋子

生活環境課長	杉 本 篤	健康福祉課長	益 子 利 枝
子育て支援課長	藤 浪 京 子	建設課長	田 邊 康 行
産業振興課長	熊 田 則 昭	上下水道課長	加 藤 博 行
農業委員会 事務局長	星 善 浩	学校教育課長	加 藤 啓 子
生涯学習課長	星 学		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	横 山 和 則	書 記	仲野谷 智 子
書 記	奈 良 大 輔		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（益子明美） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（益子明美） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（益子明美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、大金 清議員及び6番、川俣 義雅議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（益子明美） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6日までの3日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（益子明美） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、陳情の取扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出があり、受理したものは、陳情2件であります。これら陳情の取扱いにつきましては、去る5月28日の議会運営委員会で審議した結果、議長預かり議員配付文書表のとおり、議長預かりとし、一般文書扱いとして、議員全員に写しを配付することとしました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告をいたします。

詳細は、お手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

3月18日、町長室において、令和5年度に実施した行政視察や団体との意見交換会の成果として、常任委員会の意見要望書を町長に提出いたしました。

今後のまちづくりに生かしていただけますよう、改めてお願いするとともに、議会としても、多様な意見を町政に反映することができるよう、さらに努めてまいりたいと思います。

4月5日から15日までの間、春の交通安全県民総ぐるみ運動が展開され、議員各位にも朝夕の街頭監視活動にご協力いただきました。

日頃から交通事故に遭わない、起こさないため、安全運転意識の普及や高揚に努めなければならないと思っております。

5月21日に全国町村議会議長会主催の議長・副議長研修会、22日に山梨県・栃木県共催の町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、私と福田副議長で出席いたしました。

研修会では、議員のなり手不足やハラスメントなど、議会を取り巻く問題について講義を

受けてまいりました。

続いて、3月定例会以降、議長へ報告のあった各委員会の開催状況について報告いたします。

総務産業常任委員会は3月5日、教育民生常任委員会は3月6日にそれぞれ委員会を開催し、常任委員会行政視察の取りまとめなどを行いました。

議会運営委員会は4回開催し、行政調査報告書や審議日程の協議など行いました。

議会広報特別委員会については、議会だより第75号の編集等のために3回開催し、5月10日に発行されました。

議会改革特別委員会については、本委員会は3月13日、第7回の委員会を開催しました。第1小委員会、第2小委員会とも1回開催し、議会基本条例の検証などを行いました。

最後になりますが、5月8日に開催された臨時会で議会の体制が新しくなり、今期定例会が最初の定例会となります。

今後も、町民の皆様の負託に応えられるよう、さらに自己研さんに努めるとともに、調査研究を重ねながら議員一丸となって、明るく、住みよい、そして活気あるまちづくりを進めていきたいと考えております。

町民の皆様及び執行部におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（益子明美） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆さん、おはようございます。

令和6年第4回定例会にご出席をいただきありがとうございます。

先週には台風1号が発生し、週末に大雨による道路の冠水など、関東地方では一部の地域で被害がありました。

当町においては、台風の大きな影響は受けずに済み、6月1日に予定していた小学校運動会も予定どおり実施され、保護者の方々もお子様の成長をご覧になられ、楽しい1日を過ごされたことと思います。

これから梅雨や台風シーズンを迎えることから、町民の皆様におかれましては、事前の備えはもちろん、防災情報や気象情報の確認、また、隣近所への呼びかけなど、防災意識の向上に努めていただきますようお願いいたします。

さて、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類相当から5類に引き下げられ、1年がたちました。

ワクチン接種や感染対策の効果により、コロナ禍が徐々に明けつつあり、各種総会などの会合も一堂に会しての開催が行われてきております。

また、町内においても、各種イベントを開催する動きが見られ、ゴールデンウィークや週末などを中心に人の流れが出てきている状況を見ると、地域の活性化にとって明るい兆しが見えてきていると感じております。

しかし、新型コロナウイルス感染は、まだ完全終結していない状況にありますので、皆様も、うがい、手洗の徹底など、感染防止対策を心がけ、体調にはくれぐれもご留意ください。

それでは、3月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

3月9日に馬頭中学校及び小川中学校で卒業式が実施されました。また、3月19日には馬頭小学校、馬頭東小学校、小川小学校の各小学校で卒業式が実施されました。

3月18日に、馬頭高等学校地域連携学習発表会に出席いたしました。1・2学年の代表により、普通科では、農業と環境の活動について、水産科では、多自然川づくりの研究成果について、地域と連携して行った学習発表がありました。

4月9日には馬頭中学校及び小川中学校で、翌10日には馬頭小学校、馬頭東小学校、小川小学校の各小学校で入学式が実施されました。

4月12日には、町職員による防災訓練を実施いたしました。震度6程度の地震発生を想定した対策本部の設置からの初動体制や、応急対応に関する災害対策本部訓練と、避難所開設の際に使用するパーティションやエアベッドの設営などの避難所開設訓練を行い、近年発生している災害への対応強化を図りました。

4月18日、行政区長連絡協議会総会が役場会議室で開催されました。行政区長の皆様には、行政運営において、町と各行政区をつなぐ要として日頃よりご協力いただいておりますこと

に感謝を申し上げます。

5月6日から15日までの春の交通安全運動期間における街頭指導において、議員の皆様や交通安全協会の皆様などのご協力により、町民の皆様に安全運転をアピールすることができました。

5月7日に、小砂地区で参議院農林水産委員会による現地視察が行われました。この現地視察は、食料・農業・農村基本法改正案の審議を目的に行われたもので、小砂ビレッジ協議会を訪れ、事務局より、地域資源を活用したむらづくり推進と連携体制、独自ブランドの開発などの取組が紹介されました。

5月16日に、塩谷南那須地方農業振興協議会設立総会が開催されました。農業関係機関・団体が緊密に連携することで、広域的な課題に地域一体となった対応が図れるため、塩谷地区・南那須地区の協議会を合併し、新協議会が立ち上げられました。なお一層の地域農業の発展と農村の活性化を期待するところです。

5月21日から23日にかけて、栃木県町村会における先進地行政調査研究に参加いたしました。隈研吾氏がデザインを手がけた複合施設「TOYAMAキラリ」内の富山市立図書館、ガラス美術館のほか、立山連峰の麓に広がる田園風景になじんだ、隈研吾氏設計のレストラン「ヘルジアン・ウッド」などを視察してまいりました。また、富山県立山町においては、有害鳥獣焼却施設の富山地区広域圏エコロセンターを視察しましたが、約85%がイノシシとのことでありました。

終わりに、本定例会には、報告事項のほか、人事案件、条例改正、補正予算など計27議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（益子明美） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（益子明美） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 矢 後 紀 夫

○議長（益子明美） 2番、矢後紀夫議員の質問を許可します。

矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） おはようございます。

今朝は、ちょっといいことがありました。私、地元の舟戸地区の子どもたちと毎朝学校に通学しているわけですが、その集合場所で、登校班の女の子が四つ葉のクローバーを1つ見つけまして、私にくださいました。朝からとても緊張していたんですが、それを頂いて、ほっこりしまして緊張が和らいだというようなことでございます。

それでは一般質問を始めさせていただきます。

通告書に基づき、1項目の質問をいたします。執行部の建設的な答弁を求めるものであります。

それでは質問いたします。

本日の質問は、当町の人口減少対策についてです。

去る今年の4月25日の朝刊各紙の有識者でつくる人口戦略会議が発表した地方自治体の持続可能性についての分析レポートによると、若年女性の減少率が大きいことによる消滅可能性自治体は、栃木県内では8自治体が該当したとあります。これは、2020年から2050年の30年間で、子どもを産む20から30歳代の女性が50%以上減少する自治体を、消滅可能性のある自治体として公表されました。栃木県内のその8市町に那珂川町も含まれ、予測減少率は73.1%と、塩谷町の75.2%に次ぐ減少率でした。

この報道は、人口減少対策に真剣に取り組む当町の姿勢に水を差される報道ではありましたが、しかしながら、那珂川町の人口は、10年前の平成26年3月末には1万8,207人だった人口も、今年3月末の人口は1万4,403人と、3,710人も減少しております。

今回のメディア報道を真摯に受け止め、自然増減と社会増減の両面から、これまでの人口減少対策とこれからの人口減少対策について深く考えるべきであり、令和3年2月に策定された第2期那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容に基づき、今回、人口減少対策について質問するものであります。

そこで、1つ目には、町は人口減少に歯止めをかけるために、これまでどのような対策を講じてきたのかを伺います。

2つ目は、人口減少対策として取り組んできたであろう移住定住施策の成果を伺います。

3つ目は、町独自推計による人口の将来の展望と、今後の人口減少をどのように捉えてい

るのかを伺います。

4つ目は、町は教育移住にも力を入れるとされていますが、人口減少に歯止めがかかると考えているのかを伺います。

5つ目は、町は人口減少対策に特化したプロジェクトチームを組織化して対応するべきだと考えますが、設置する考えがあるのかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 人口減少対策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、これまでに実施してきた人口減少対策についてですが、町としましては、平成28年2月に策定した那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、4つの基本政策となる「雇用の創出」、「新しい人の流れ創出」、「結婚・出産・子育て」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」の各種事業を実施してまいりました。

また、令和3年2月には、計画期間を令和7年度までとする、第2期の那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、現在は4つの基本政策を継承した各種事業を実施しているところです。

具体的な事業の一例としましては、定住移住の促進に関するものとして、平成29年度から運用を始めている地域資源情報バンクや、令和元年度に整備した子育て支援住宅「エミナール那珂川」、昨年度に整備した上宿分譲宅地が上げられます。

今後も町の人口減少対策を効果的に推進するため、計画的に各種事業を実施する考えであります。

次に、2点目、移住定住施策の成果についてですが、令和5年度末時点での主な事業の成果につきまして申し上げます。

まず、地域資源情報バンクについては、これまで58件の空き家等の取引が成立しております。エミナール那珂川については、20戸を募集していますが、入居開始以降、ほぼ満室の状態が続いております。上宿分譲宅地については、整備した2区画とも既に分譲が成立しているところであります。

次に、3点目、町の推計による人口の将来展望と今後の人口減少についてですが、町の人口の将来展望については、第2期那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の第1章、人口ビジョンにおいて、「40年後の2060年に総人口7,500人以上を確保する」と掲げられており

ます。この数値は、5年前に策定した第1期の目標値から1,000人下方修正したものでありますが、今後、想定を上回る速度で人口減少が進むことを大いに危惧しているところであります。

町としましては、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進するとともに、人口減少に歯止めをかけるべく、より効果的な施策の展開に向け、知恵を絞ってまいり所存であります。

次に、4点目、教育移住の効果についてですが、一般的に、子どものよりよい教育環境を求めて地方や海外へ移住することを「教育移住」と言われています。近年、教育移住を検討する方が増加傾向にあることから、移住施策としての効果を認識しており、町ホームページ等でPRを行っているところであります。

町としましては、教育移住しやすい環境など教育移住の可能性について、教育委員会をはじめ、各小・中学校及び庁内関係各課と検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、5点目、プロジェクトチームの設置についてですが、現在、移住定住に関する業務については、企画財政課なかがわぐらし推進係が所管しております。

なかがわぐらし推進係は、人口減少対策として、移住定住施策を推進するための係として位置づけ、令和元年度から設置したものであり、議員ご質問のプロジェクトチームに当たるものであると考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、細目の1問目から再質問させていただきたいと思っております。

2期にわたります総合戦略の計画に基づき事業を展開されてきたことを理解いたしました。

それでは、ここでは1つだけ質問させていただきます。

昨年7月発行のなかがわぐらし那珂川町定住促進ガイドブック、それから、2021年、これが旧のものになるかと思うんですが、9月発行の栃木県那珂川町定住促進ガイドブック、この両パンフレットに記載されております、農ある田舎暮らし高手の里事業は、人口減少対策の移住定住の促進事業としてこれまで展開してこられたものなのかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 質問にお答えをいたします。

高手の里の事業につきましては、平成20年度の事業かと思えますけれども、当時から新たな住民の獲得、移住等を目的として実施してきた事業でございます。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 多様な施策により、人口減少対策をしてきたということを理解いたしました。

では、これで1問目の再質問を終わります。

次に、細目2点目の再質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど、成果といたしまして58件の空き家等の取引、それから、エミナール那珂川の20戸のほぼ満室、上宿分譲地2区画の分譲成立との事業の成果を答弁いただきましたが、では、今の事業成果によって、事業の最終目的であると思われる移住と定住をされた方は何人おられるか伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） お答えをいたします。

先ほどの3件のうち、移住定住された方ということでございますけれども、まず、地域資源情報バンク、空き家バンクの成果についてお答えをいたしますと、町外の方と取引が成立した件数でありますけれども、令和5年度でいきますと合計で4件ございます。令和4年度ですと6件、令和3年度ですと9件というのが町外の方との取引ということで、移住に結びついた件数かと思われまます。

エミナール那珂川の状況でありますけれども、入居者の出入りは、こちらで把握しておりませんので、申し訳ありませんが、お答えはできない状況です。

それと、上宿分譲宅地でありますけれども、2区画とも購入された、契約が成立された方は、町内に住所がある方でございます。ただ、うち1件につきましては、エミナール那珂川に居住されている方ということで、エミナールから住宅建設という流れに向かったのかなと思えますので、そこは定住が促進されたと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） となりますと、先ほど、町外4件、10件、9件があって、それから町内の方が分譲という。

今、聞きますと、移住定住された方という部分を考えますと、先ほど、その成果として答弁をいただいたものは事業経過に近いのではないかと思われませんが、そうは思われませんか。以上です。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 実質的なのか経過なのかということでございますけれども、なかなか判断難しいところでございますけれども、移住されたということについては事実として実績といってもいいのかなと思いますけれども、その方がどれだけ町に住んでいただけるかというのは、ご本人の状況にもよりますので、そこは定住に結びついたかとは、なかなか判断がしづらいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 理解いたしました。

では、次に子育て支援を目的とした子育て支援住宅エミナールについて質問いたします。住まわれた方の退去後は、全員那珂川町に定住されていらっしゃるかどうかをまず伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

エミナール那珂川を退去した方が、全員町内に住まわれているかということでございますが、令和6年5月までにエミナール那珂川を退去された世帯は14世帯あります。そのうち半数の方が町内に居住をしているという状況であります。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 今、答弁いただきました14世帯中7世帯、半分ですね、半分の方が町内に残っていただけた。そして、7世帯は町外に出たという答弁かなと理解いたしますが、他市町に転出された方の事情や理由を、町は把握されているかどうかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

他市町に転居された方の事情等を把握しているかということですが、転出された方に全員から事情等を聞いているということではございませんが、中には、転勤によって転出された方、また、自分の出身地、地元にお家を建てられて転出した方がいるということは聞いております。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） エミナールに入居しておられる最中に、入居者の方に対して、退去後の当町への定住を勧めたり、その方が、これからどのようなプランニングで退去後を考えているかというようなことを聞き取り、もしくは、定住していただきたいというようなアプローチは、全くお取りにならないのか伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

入居者への定住を勧めたり、退去後のプランニングの聞き取りということですが、町と入居者との話し合いそれから意見の聴取というものは、今までは行っていないのが現状でございます。

今後は、管理している事業者のほうと連携を取りまして、現在入居している方のアンケート、退去した後どのようなことを考えているかというようなことについて、アンケート等を取っていきたいということは考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 今の状態ですと、入居する段階では那珂川町に定住したい、移住したいというような希望を持って、子育ての支援を受けて、そしてエミナールに入居したはずだと思います。しかしながら、そのご家族も生活をしていく上で、生活の事情も変わったり、もちろんすると思うんです。そういう中で、どういう形であれば定住していただけるのかとか、

そういったところを町が提案していくということ。そして、それをしないで、2分の1が町外に出られたということですが、那珂川町が一所懸命子育て支援としてやってきているもの、言い方が悪いかもしれませんが、トンビに油揚げをさらわれるじゃないですか、もう十分に支援をした方々が他市町で家を建てて暮らすとか、また違った生活を始めるということでは、町としては悔しさが残る事業になってしまうのではないかと思います。

そういう意味で、ぜひともそのアンケート等で引き止めをできるような、そういったアプローチをしていただけるとよろしいのではないかと思います。答弁は結構です。

それから、次に、今のは社会的増減についての質問に当たるんですが、今度は自然的増減の部分から1つ質問させていただきます。

町は、出生数の増加につながる取組として、結婚を希望する方に対し、各種の支援策に力を入れるとして、栃木県結婚支援センターの事業、ベリーマッチングの登録費用の半額5,000円を補助しています。この事業の成果を伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

県のとちぎ結婚支援センターの登録補助に関する成果ということでございますが、現在、町では、登録費用の半額を助成している状況でございます。

こちらの成果といたしましては、登録数というものは、増減なく横ばいの現状ではございますが、県でも昨年度におきましては、二十歳から35歳の女性の登録費用を無料にするとか、二十歳から29歳の男性を半額にするとか、県でもいろいろ登録に関して実施しているところでございますが、なかなか増えていかないという状況でありまして、町でも目に見えて成果を言えるところではない現状であります。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 大変申し訳ありません。質問がちょっと間違っていました。

成果、確かにそうですね、成果ではなくて、登録した方は何人いらっしゃったか伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 那珂川町の登録者数ということでございますが、現在、4月

未現在の県全体の登録者数は2,015名ですが、那珂川町は14名という数字になっております。
以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 14名との答えですが、かなり少ないんじゃないかと思われま

す。この登録された方は、その後、恋人に巡り会って結婚なされているか、その経過を伺いま

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

登録した方の、その後、結婚に結びついているかどうかということでございますが、町では、登録の補助をした後、その後の追跡等はしておりませんので、結果等については把握はしておりません。県のほうとしましては、ベリーマッチングが2017年から始まっておりますが、それから現在までで848名が成婚しているというような情報はあります。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 私は、那珂川町のお話を聞きたいわけなんです。

町は、人口減少、少子化対策、出会いの機会の創出として事業をしているはずなんです。窓口に登録費用を支払った旨の領収書を提示して5,000円、1万円の中の半額の5,000円を補助していただくというようなことで事業が一つ完結するというふうに分かれます。なぜならば、その後、恋人に巡り会ったかも、それから結婚なされたかも、町では全く把握されていないと。

そうしますと、この事業は、町の婚活している皆さんへの支援ではなくて、ベリーマッチングへの支援としか思えないのですが、どのように考えますか、伺います。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

補助金が、その登録した方ではなくベリーマッチングの補助になっているのではないかと
いうことですが、登録した方に対しては、登録して出会いの場をベリーマッチング
で求めているということになりますので、その点では、そこに登録したことによって、たく
さんの会員の方がおりますので、そちらで出会いの場を見つけることはできているのではと

考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 確かにその部分もあるかとは思いますが、やはり少子化問題、晩婚化、そういったものを考えたときには、後追いということも私は必要だと思います。プライバシーですとかいろいろなことはありますが、その方もやはり一所懸命結婚したいという願望があって、登録したいということになっているんでしょうから、やはり私は後追いすることが必要ではないかと思います。

では、ここで、驚くような人口減少、少子化対策として、新しい結婚支援事業を始めた自治体がありますので、紹介させていただきます。

兵庫県姫路市は、昨年11月28日から、20代から30代の独身市民に対し、婚活マッチングアプリ、結婚情報誌ゼクシィのリクルートが運営するゼクシィ縁結びと連携して協定を結び、このマッチングアプリの利用料を補助するとしました。市は、マッチングアプリで出会った人と結婚する人が増えていることから、少子化の要因となっている未婚化、晩婚化を防ぐために、利用を促すとあります。

それから、今年2月26日には、秋田県横手市が、少子化問題の歯止め策として、若者を中心に利用が増えている婚活マッチングアプリの利用料を補助する方針を決めました。内容は、利用料の半分とし、上限3万円、横手市は今年6月をめどに補助をスタートさせ、少子化に歯止めをかけたいとしています。

さらに、広島県竹原市では、18から40歳未満の市民を対象に、結婚に対するアンケートを行い、その中で、「マッチングアプリを利用したいか」の問いに対して、「利用したい」という答えと、「機会があれば利用したい」との回答が4割を超えたことから、人口減少に歯止めをかけようと、令和6年度から婚活マッチングアプリの利用料を補助する事業を始めるとあります。

そして、東京都では、昨年12月にAIを使ったマッチングアプリの開発を手がけ、本年度より運営開始したいというような報道もあります。

このように、自治体が婚活マッチングアプリの利用料金の補助を始めています。人口減少対策、少子化、未婚、晩婚化の問題を考えた中で、このような自治体の事例を町は把握していたかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

マッチングアプリに対する助成を把握していたかということですが、こちらはインターネット等である程度は、数は少ないにしろ、こういうところにも補助が出ているということは把握しております。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 自治体がこれらの補助に踏み切った背景には、最新のデータなんです、2023年、明治安田生命のいい夫婦の日のアンケートなんです、1年以内に結婚した出会いのきっかけの順位なんです、1位が当然、職場、同僚などのきっかけ、同僚と結婚なされたということが1位なんです、それと同等に、マッチングアプリが1位になっています。前回調べたときには3位というふうになっていたんですが、もう1位に躍り出ております。そして、そのマッチングアプリで恋人ができたという方は、49.5%と年々増えており、インターネットやSNSを通じて結婚をするというようなケースは、もう普通になっているということが言えるのだろーと思ひます。

そこで、町は、このようなマッチングアプリに、先ほどのベリーマッチングの補助を考え直して、こういったもっと分母の広い、全国から那珂川町のお嫁さんになってほしい、お婿さんになってほしいというような婚活支援をするマッチングアプリへの補助を考えられるか伺ひます。

以上です。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

マッチングアプリに対して補助をする考えがあるかどうかということですが、マッチングアプリによる出会いが多いということは、先ほど議員がおっしゃられたとおり、多いということは把握しております。

ただ、マッチングアプリサイトにつきましては、インターネットを見ますと、いろいろな情報が出てまいりますので、そちらを精査するという必要もなってきますので、先進地の自治体等の事例等を調査しながら、今後研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 私も、マッチングアプリをぜひともすぐやるべきだという考えではないんです。やはり危険リスクが低くて成婚率の高いアプリ選びですとか、どんな問題がこれから起きていくのかということも、まだ未開の部分があると思います。

しかしながら、機会の創出をしていくというようなところには可能性を幾つも持って、ありとあらゆる手段で町内の皆さんに提案していくということは必要だと思いますので、ぜひ調査研究していただきたいと思います。これで2つ目の質問は終わります。

では、3つ目について再質問したいと思います。

まず、将来の展望として、報道された消滅の可能性があると言われた自治体から、今後、脱却できると町は考えているか伺います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） お答えをいたします。

報道でありました人口戦略会議の消滅可能性自治体からの脱却という質問でございますけれども、それ以前に出された国立社会保障・人口問題研究所の統計もそうですけれども、いろいろな統計の方法がありまして、その結果によってこういうような、それぞれ違う統計ですが、同じように消滅可能性ということが表示されたことでございます。

ここからの脱却という部分では、明らかに人口戦略会議で言えば、若い女性の増というのがキーにはなるでしょうし、それ以前の国立社会保障・人口問題研究所のことでいいますと、人口全体の増というのが一つのキーになってくるのかなと思います。

脱却できるかどうかというのは、ここではお答えしづらいことでございますけれども、そういうことを目指しまして、総合戦略に基づいて事業を実施しているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 今回、那須町が脱却いたしました。そういう脱却した自治体もあるということで、最善の努力をしていかなければならないのではないかと思います。

それでは、次に、人口減少の対策として、移住定住促進をこれからも効果的に実施してい

かなければならないわけなんです、第2期那珂川町まち・ひと・しごと総合戦略に雇用の創出プロジェクトというものがあります。働く場所の確保です。移住定住促進とは切り離せないのが雇用だと思います。今後、どのような手段で雇用を創出していくお考えか伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

町では、大きな事業所としまして、株式会社吉野工業所、住友金属鉱山シポレックス株式会社、東洋エレメント工業株式会社等の工場を誘致しております。

大きな企業の職員の方は、町外から移動してきて定住されている方もいると聞いております。さらに、地元雇用率も高い状況で、定住につながっていると考えております。

また、工業団地への誘致についても、首都圏等で、とちぎ企業立地・魅力発信セミナー等で情報を発信しているほか、栃木県産業団地のパンフレットを県の東京と大阪にある事務所で配布しております。

当町の場合、高速道路等へのアクセスの不便性、また、近年の物価の高騰等、誘致する側の条件としては厳しい状況ではありますが、仮に誘致して工場が稼働できたとしても、例えば10年程度で撤退されるような状況になってしまえば、雇用される方等にも影響がでることと考えております。町としても、慎重に誘致の方法につきましては進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 今回の答弁ですと、現在の状況において積極的な企業誘致は難しいという消極的な答弁ではないかと思えます。

北海道に白老町というところがあるんですが、そこは、那珂川町と同じ約1万5,000人の人口の町なんですが、隣には苫小牧市、とにかく大きな市に挟まれていまして、そこは、苫小牧市に自動車関係の大きな工業団地がありまして、非常に那珂川町と同じ不利な状況の工業団地を設置いたしました。しかしながら、町では、何遍も何遍も企業を訪問して、企業がその熱意に負けて1社目が立地されたというような例もあります。

そういった企業誘致の成功例、不利な企業誘致も成功している例というところを見ますと、やはり積極的に企業誘致、企業に働きかける営業活動というものが、ある程度必要なのでは

ないかと思われませんが、営業活動は必要ないと思われるか伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 企業誘致の問題についても、町としましては重要な課題と認識しております。

今後は、県や関係機関と連携しながら、この問題解決に向けて調査研究していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 企業の誘致だけではないとは思いますが、雇用の創出ということで、こんなに那珂川町は仕事がありますよ、ぜひとも移住してきてください、定住してくださいというような提案がたくさんできるように期待したいと思います。

では、4つ目の教育移住について再質問いたします。

先ほど、教育移住を検討する方が増加傾向にあるとのことですが、希望者、問合せ等は現在でどのくらいあるのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

教育委員会事務局におきましても情報発信はしておりますが、現在のところ、特色ある教育活動を目的として移住を希望するというような相談は受けておりません。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、まだ本当に始まったばかりで、私、大変これは興味もありまして、ぜひとも成功していただきたいという移住策の一つでもあるんですが、心配な部分もたくさんあるので質問しますね。

馬頭東小学校を学校区として希望された場合、そのご家族の住まいと家族の就労ということは、学校教育課としてはどのように進めるのか、考えているのかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

町教育委員会では、教育移住に関する協議としまして、令和4年度にまちづくり施策を統括する企画財政課と教育委員会事務局の考え方を共有し、共通認識の上で検討いたしました。

町のホームページの移住定住に教育移住のコーナーを追加し、冒頭のページのスクロールから情報が得られるようになりました。

令和5年度には、先ほど議員がおっしゃられた馬頭東小学校ですが、教育移住の募集としまして「自然豊かな環境で一人一人の子が輝く子育て」をサブタイトルに、教育移住しませんかというPRチラシとポスターを作成いたしました。県内市町教育委員会と友好都市である東京都豊島区教育委員会に送付し、周知と掲示をお願いいたしました。

先ほど議員がおっしゃられた馬頭東小学校に通学する場合の住まいと就労ということでございますが、教育委員会事務局といたしましては、通学方法の支援など、要望があった具体的な条件に対して柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 柔軟に対応するというようなお答えでございましたが、やはりその辺のところも、バスで通えばいいとかそういうことではなくて、通学はそれでいいかもしれませんが、家族で来ていただくわけですから働く場所がなければ、なかなか、それをやはり企画財政やいろんな課と協議してということにはなるんでしょうが、やはりそこももう少し極めていかないと駄目なのかなと思っております。

それから、一番、問題なのは、教育移住ですから、小学校を卒業いたしますと、その教育移住ということから解かれる。もちろん那珂川町で、那珂川町の中学校に進学したいという希望もあるやもしれません。しかしながら、小学校を自然豊かな教育を与えることができた、よしよしということで、また地元にも、都会に帰られるとか、それから他市町に移ってしまうというようなところを考えると、教育移住が必ずしも移住策として有効かということは、私はちょっと思えない部分もあるのですが、どのようにお考えか伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

小学校卒業後も定住していただく施策ということでもありますけれども、そちらに特化した

施策ではありませんが、町の特色ある教育活動といたしまして、当町では、幼児期から小・中学校が連携して、互いの専門性について学び合い、一貫した指導により、不安やギャップの解消に向けた「ハッピー・スロープ・プラン」と称した町独自の事業を展開しています。

こちらにも推奨しながら、小学校卒業後もぜひ当町の中学校、また、中学校卒業後もぜひ定住していただけるように、教育活動を通して、そちらをPRしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） とても弱い提案だと思います。

私どもは、昨年10月17日、教育民生常任委員会の行政視察にて、山梨県早川町の山村留学制度を見てまいりました。山村留学の期間は1年間ですが、複数年、中学校を卒業されるまで留学された家族もおりました。しかしながら、その後、定住された家族はなく、留学した児童生徒が大人になり、早川町に戻ってきたケースもまだないと伺いました。

最近の近隣市町において、教育移住から定住に成功している自治体を把握しているか伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

近隣市町で定住に発展したケースというのは、現在のところは把握しておりません。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） そう考えますと、教育移住のデメリットは、都会では、生活利便性の低下や、今まで住んでいたところとは生活必需品が異なり、想定外のコストがかかると、様々なデメリットを上げていまして、教育移住をするならば、適度な田舎ということを推奨しているそうです。交通、医療、習い事、買物、全てにおいてです。

そういった部分でも、那珂川町はこの教育移住をもっともっとブラッシュアップする形でPRしてやっていかないと駄目なのではないかと思えます。

そのために、特色としましては、一つ提案するとすれば、学校内、こども園等の生活を全面的にサポートするコンシェルジュ的な担当者を配置して、慣れない田舎暮らしを全面的に

サポートするというような配置はいかがかと思いますが、そういったことを考えられるか伺います。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご提案についてお答えいたします。

学校内でコンシェルジュというのは、移住定住に関するお世話をする方ということかと思えますけれども、そちらについては現在のところは考えてはございません。

ただ、移住されたご家族に対してのお子さんを通した相談は、きめ細やかに個々に応じて行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 大変申し訳ありません。私の質問が拙くてすみません。

学校内で、やっぱり不自由があるところを担当の職員がお世話をして、都会から来たり、よそから来ますと、不慣れなところがたくさんある、そういうのを職員として担当を充て、そういう相談に乗ったり、学校内でそういったものを担当していただける人間を配置できるかという質問だったんですが、いま一度お願いいたします。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

移住定住に特化したコンシェルジュというのではなく、既に転入や転学された児童生徒に対しては、校内でサポートチームを組んで、きめ細やかな支援に当たっております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 分かりました。

それでは、もうちょっと大きく言えば、那珂川町が教育移住として選んでもらえるような町としては、よそと同じような施策や、それから提案では、那珂川町が選んでもらえるということは、非常にもう競争です。もうどこでも移住してきてほしい、教育移住してほしいというような競争になるわけですから、那珂川町として特化した、これで決めてくださいと言えるような、そういったプランを立てて、教育移住をブラッシュアップしていただきたいと思います。答弁は結構です。

それでは、最後の細目5つ目の質問をいたします。

先ほどの答弁で、なかがわぐらし推進係がプロジェクトチームに当たるものだという答弁であったかと思うのですが、それでは伺います。

人口減少対策のプロジェクトチームとしてであれば、先ほどもちょっとよく理解できなかったのですが、これからの、例えば今年度とか向こう5年間の那珂川町の社会増減の人口数値目標などがあるのではないかと思うのですが、伺います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 質問にお答えをいたします。

社会増減等の目標ということでございますけれども、まち・ひと・しごと総合戦略で基本目標の3、新しい人の流れ創出推進プロジェクトということで掲げておりますけれども、そちらで転出超過数の減少ということで目標値を設定してございます。

令和7年度が一応目標の年度となっております、現状、令和2年度が983人から783人に転出の超過を減らしたいという目標値でございます。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） プロジェクトチームということなんですね。

それでは、那珂川町の移住定住のホームページなんです、私の調べ方が悪いのか、問合せは役場の電話番号とファクス番号だけの記載に思えるのですが、どのような形で問合せに対応しているのか伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） お答えをいたします。

町のホームページ、移住定住で専用のページをつくっておりますけれども、ページの一番最後に、なかがわぐらし推進係の連絡先が記載してございます。電話番号、ファクス番号、メールということでございます。

問合せに関しましては、これらの電話、メール等、あるいは直接窓口に来ていただくというような形で対応しているところでございます。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） DX宣言をされた那珂川町としては、あまりにも選択肢のない問合せの対応手段ではないかと思えます。

実は、那須町が今回消滅可能性自治体から脱却したわけなんです、その自治体の努力をお話ししたいんですが、まず、移住定住支援のコーディネーターが若い男性で2名配置されておりまして、コーディネーターに直接つながる携帯番号があります。公式LINEアカウントがあります。eメールアドレスというような多様な連絡手段が用意されています。そして、その方が、移住の問合せがありますと、当然アプローチとして、ぜひ那須町に住んでくださいというようなやり取りを、熱意を持って続けまして定住。そして、定住しました後もいろいろな支援をしながらコミュニケーションを取って、人対人で移住者を増やしていったというようなことなのでございます。

そういう形で、那珂川町のプロジェクトチームは電話番号とファクス番号で問合せをして、業務時間内の問合せをしてもらい、そして土日は対応できない、そういった中で、那須町が24時間どんな形ででも質問やら何やらできるという、そういうところが整備されているところでは、既にもう大変不利な形だと思うのですが、その辺のところ、十分対応力として機能しているかどうかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 那須町のコーディネーターのお話がありましたけれども、現状、町においてそういった方は配置はしておらず、なかがわぐらし推進係、それと地域おこし協力隊の協力を得て対応をしております。

十分かどうかということですが、確かに那須町のように24時間対応、あるいは個人の電話番号を教えるというような対応はもちろんですけれども、現状においてできる範囲で十分に対応できているのではと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 私は、営業力を備えた移住コーディネーターの起用配置が絶対的に必要だと考えます。

新たに人口減少対策のプロジェクトチーム、今、なかがわ推進係があります。であれば、

そこをワンストップの窓口として機能させ、ブラッシュアップして、一件でも多い案件を取り、そして移住定住まで結びつけるような形が必要だと思います。

私は、那珂川町の人口減少対策の定住支援が、他市町と比べて決して劣るものだとは思っておりません。しかしながら、支援策が優れていても、PRする宣伝力、対応力が劣っている場合は、選択候補にすら上がらない可能性が高いということなんです。さらに検討される方たちの問合せや相談1件1件に対し、熱意を持った対応をしなければ、那珂川町を選ばず、他市町の便利な田舎と称される自治体を選んでしまうことになるわけです。ですから、やはりプロジェクトチームを再編成していただきまして、人口減少対策、何が何でも消滅性自治体から脱却するというような思いを持って施策に取り組んでいただきたいと切望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（益子明美） 2番、矢後紀夫議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時30分

○議長（益子明美） 再開します。

◇ 大 金 清

○議長（益子明美） 日程第5、一般質問を続けます。

5番、大金 清議員の質問を許可します。

大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 公明党の大金 清です。

それでは、通告書に基づき3項目について一般質問を行います。

1 項目、町道整備事業について。

2 項目、こども家庭センターの設置について。

3 項目、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定について。

以上、3 項目について質問しますので、誠実なご答弁をお願いいたします。

1 項目、町道整備事業について。

第2次那珂川町総合振興計画が令和7年度、計画期間が終了を迎えます。振興計画の中において、道路整備の基本方針に広域的道路網と町民の日常を支える生活道路を総合的に整備し、安全・安心で町民の利便性が向上する道路網の形成を図りますとあります。

そこで、細目4点について伺います。

1 点目、町道整備における町の考え方について伺います。

2 点目、令和6年度の整備予定について伺います。

3 点目、町道整備について、どのような条件で優先順位をつけているのか伺います。

4 点目、地元の要望や請願で採択された町道の取扱いについて伺います。

以上、細目4点について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） 町道整備事業についてのご質問にお答えします。

まず1点目、町道整備における町の考え方についてですが、現在、町が管理する町道は418路線あり、総延長約320キロメートルであります。そのうち、改良済み延長は約179キロメートルで、改良率は約56%であります。

道路は、人や車が安全、円滑、快適に移動する交通機能と、災害時における避難するための防災機能、広域的な地域間交通などの機能があるほか、経済活動や地域活動を支える最も身近な社会基盤として、町民生活に欠かすことができない重要な施設であります。

そのため、誰もが安全に通行できるよう、危険箇所の解消、通行車両や自転車、歩行者の安全確保のため、那珂川町総合振興計画に町道整備を位置づけ、計画的に事業を進めていくこととしております。

次に、2点目、令和6年度の整備予定箇所についてですが、大山田上郷地内、町道上郷須賀川線と、東戸田地内、町道薬利後沢線の2路線及び計画的に舗装修繕を実施しております一渡戸大鳥線、谷川入郷線、三輪後久保線、小砂矢倉線を予定しております。

次に、3点目、整備の優先順位についてですが、1点目でお答えしたように、町道整備は振興計画に基づいて事業を進めております。

路線の選定に当たっては、隣接市町や集落間を結ぶ路線、交通量が多い路線、観光施設へのアクセス路、児童生徒などの通学利用、災害時の防災機能などの観点から、整備の優先順位について総合的に判断しています。

次に、4点目、地元の要望や請願で採択された町道の取扱いについてですが、要望や請願が採択された箇所の状況や近隣の道路状況、緊急性などについて調査を行い、今後見直しされる振興計画に向け、ほかの路線も含めて優先順位の検討を行ってまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

まず1点目、第2次那珂川町総合振興計画が、先ほど申しましたけれども、令和7年度に終了するということになります。

町道整備事業は計画どおりに実施されてきたのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

町道整備につきましては、那珂川町総合振興計画において、令和7年度に改良率57%を成果目標として掲げています。令和5年度末における改良率につきましては、約56%であることから、引き続き成果指標の達成のため事業を推進してまいります。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 57%まで1%になったということですが、振興計画は、終了期間まで、2年弱ございます。それに伴って、できるだけしっかりと取り組んでいただきたいと、このように思います。

2点目に入ります。

改良整備工事が2路線と、舗装整備工事が4路線との答弁がありました。それぞれの幅員及び工事延長について、それぞれお伺いしたいと思いますので、この点お願いします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えします。

初めに、道路改良工事の工事内容についてですが、上郷須賀川線は拡幅工事として延長

100メートル、計画幅員7.0メートル、薬利後沢線につきましては拡幅工事として延長220メートル、計画幅員7.0メートルの工事を予定しております。

次に、舗装修繕工事についてですが、町道一渡戸大鳥線は工事延長530メートル、谷川入郷線は工事延長720メートル、三輪後久保線は工事延長1,200メートル、小砂矢倉線は工事延長250メートル。この4路線につきましては、現在の舗装幅の舗装を修繕するといったような工事を予定しております。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 1点確認しておきたい点がございます。

今年度を実施する町道一渡戸大鳥線の未改良の計画道路の、既存の道路の打換え舗装工事があります。その点について、未計画道路が1.6キロということでございます。

この本年度工事において、全て完了するという考えでよろしいのか、この点お伺いします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

町道一渡戸大鳥線の未改良部分の舗装工事につきましては、今年度、先ほどご説明したように、530メートルの舗装修繕工事を実施する計画としております。今年度舗装修繕工事を実施しますと、約430メートル区間の未修繕区間が残る予定となっております。

その修繕未実施の箇所につきましては、舗装の状況を確認しまして、必要な箇所については舗装の修繕を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 1.6キロメートルの残が430メートルですか、その点、今年できないとすれば、来年度について工事予定するか、その点お伺いします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えします。

今年度、舗装を実施しまして、当然必要な修繕箇所が発見されれば、来年度ということも考えていきたいと思っておりますので、それについては今年度の工事の状況を見て、来年度以降、工事するかという判断をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） しっかりと調査していただいて、実施していただきたいと思います。

町道一渡戸大鳥線の未改良計画道路について、先ほども申し上げましたけれども、残り1.6キロメートルというこの道路は、災害時の運搬専用道路になるため、道路計画をしっかりと進めてほしいと強く求めたい、この点についてお伺いいたします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えします。

未改良区間1.6キロございます。こちらにつきましては、緊急的な輸送道路の指定にはされてはいないところでありますけれども、国道293号線、県道矢板那珂川線がそういった緊急輸送道路として指定がされてございます。そういった路線の代替路線として、物資輸送とか復旧支援などの役割を担う場合もあるかと考えます。

こちらについては、現在、高校下の国道293号線との交差点、そういったところの協議がございまして、そういったものの進捗を見て検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 災害の運搬道路占用の代替の道路ということであれば、貴重な道路でございまして、この道路改良計画、何年度をめどに考えているか、この点について伺います。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えします。

議員のおっしゃる何年度というのは、具体的な数字は提示できないかと思いますが、高校下から健武の方面まで事業が既に完了して、高校下が残っているような状況でございます。今後の交差点の協議、そういったものの状況を確認しながら、そちらの検討は進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 高校下の交差点道路の警察等の協議がまだ進んでいないということでご

ございますので、早々に相談をしていただいて、結果を出していただきたいと思います。その後、計画をしっかりと立てていただきたい、このように思います。

3点目、町道整備の条件、または優先順位について、おおむね先ほど答弁がありましたものですから、理解しております。

町道整備の条件等ですが、優先順位について、現在までに見直しを行った経過があるか、この点についてお伺いいたします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えします。

町道整備の条件、優先順位につきまして、見直しを行ったことがあるかということですが、町道整備の優先順位、条件につきましては、先ほどもご説明させていただいたように、様々な条件に基づきまして判断を行っているところでございます。

町道整備の条件、優先順位の見直しにつきましては、振興計画改定の際に見直し等の検討を行っているところであります。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 優先順位の見直しはまだやっていないということですが、もし緊急な道路を整備しなければいけないといった場合に、こういった条件を整えば見直しは可能なのか、再度お伺いします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

町道整備の優先順位の見直しでございますが、防災安全や緊急性などの条件によりまして、早期に事業実施が必要となった場合につきましては、優先順位を見直す場合が考えられます。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 分かりました。

4点目に入ります。

町道整備で、地元の要望や請願により採択された件数は、過去に何件あったか。できる範囲内で結構ですから、答弁をお願いいたします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

過去5年間におけます町道に関する要望、こちらは4件ございました。拡幅改良が2件、舗装修繕が1件、道路の管理が1件であります。

請願につきましては、同じく過去5年間で3件採択されてございます。町道の拡幅改良が2件、国道に関するもの1件であります。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 採択された道路整備について、合計8件ですか、あったということですが、この8件の中で整備された箇所はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

過去5年間に請願が採択された町道につきましては、現在のところ事業化には至っておりません。ただし、現地調査を行ったところ、安全対策が必要な箇所が確認されたため、歩行者や通行車両の安全対策等が必要となった箇所がございますので、そちらについては対策工事を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 新しく採択された町道谷田高岡線や高田線について、現時点で整備の考え方が分かっているならば、その点についてお伺いいたします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問の2路線についてですが、整備の考え方につきまして、今のところ方針は決定しておりませんが、今後、計画の見直しを行っていく中で、整備の必要性、優先順位等の検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 採択された道路について、危険なところが数多くあります。

例えばカーブミラーやガードレールの設置、防御柵、側溝蓋の設置など、できることから安全対策として講じていただきたい。この点についてお伺いいたします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

現地におきまして危険箇所が確認された場合につきましては、通行の安全確保の観点から、必要と考えられる安全対策については実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 確認をしていただいて、早急に危ないところは工事をしていただきたいと思えます。

道路整備の基本方針として振興計画に記載されているとおり、町民の日常を支える生活道路として総合的に整備し、安全・安心で町民の利便性が向上するよう道路網の形成を図りますということでございますので、しっかりと今後とも取り組んでいただきたい、このように思います。

2項目に入ります。

こども家庭センターの設置について。

改正児童福祉法及び改正母子保健法において、こども家庭センターの設置が町の努力義務になりました。

そこで、細目3点について伺います。

1点目、県内市町におけるこども家庭センターの設置状況について伺います。

2点目、こども家庭センターの設置に対する町の考え方を伺います。

3点目、こども家庭センターを設置した場合の事業内容について伺います。

細目3点について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） こども家庭センターの設置状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、県内市町における設置状況についてですが、こども家庭センターの設置は、令和4年6月に成立した改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭

総合支援拠点を統合し、令和6年4月から設置することが努力義務とされております。県内市町の設置状況は、令和6年4月時点で19市町となっております。

次に、2点目、設置に関する町の考えについてですが、本町においては、子育て支援課内に母子保健機能を有する子育て世代包括支援センターと児童福祉機能を有する子ども家庭総合支援拠点が設置され、一体的に運営されております。

町としましては、国の方針に従い、この2つの機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、そして子どもに一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターを、令和7年4月までに設置する予定であります。

次に、3点目、事業の内容についてですが、こども家庭センターの業務には、地域の全ての妊産婦、子育て家庭に支援を行う業務、より支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務、地域における体制づくりなどがあります。既に子育て世代包括支援センターで実施している妊産婦への支援、乳幼児健康診査や健康相談、赤ちゃん訪問、産後ケア事業などの母子保健事業や、子ども家庭総合支援拠点で実施している要保護児童等の支援業務、不登校、DV、虐待など子どもの家庭支援全般に関わる業務、関係機関との連絡調整業務などの児童福祉事業が主な事業となります。

また、新たにサポートプランの作成等が業務として加わることとなります。子育て支援を必要とする妊産婦や子ども・子育て世代に確実に支援を届けるため、支援者が対象者とともにサポートプランを作成し、双方で同意を得ることにより信頼関係を構築しながら、きめ細やかに必要な支援につなげる事業となります。

さらに、子育て世帯に対する包括的な支援のため、家庭支援事業が位置づけられ、市町が計画的に整備することとされております。国が示す家庭支援事業は、子育て世帯訪問支援事業と子育て短期支援事業、一時預かり事業などがあります。既に実施している事業等もありますので、子育て世帯のニーズに合った事業が実施できるよう、地域資源を有効に活用しながら、子育て家庭を支援できるようセンター開設に向け、調査、検討してまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 県内市町の状況を今年度4月時点で19市町村ということで、約8割ということですが、これについては分かりましたので、質問はございません。

2点目、令和7年度4月までに設置予定のことと答弁がありました。早々に設置していた

だけることは、町民にとってもありがたいことだと思っております。

そこで、設置する場合の準備期間ということでございますが、どのくらいを見込んで考えているのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

準備期間ということでございますが、先ほど申しましたように、令和7年4月までには開設したいと考えておりますので、既に開設した市町の状況等を調査研究し、来年度以降の振興計画に併せまして大筋を決定しまして、今年度をかけて準備を進めたいと考えております。以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 来年度4月ということですので、準備を万端に整えていただきまして、好スタートが切れるようお願いしたいと思います。

設置する場合、多様な家庭環境等の問題に対応するための町の支援組織体制について考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまのご質問にお答えいたします。

設置する場合の町の支援組織体制ということでございますが、こども家庭センターは、子育て支援課内に置くということを想定しております。また、こども家庭センターには、組織全体のマネジメントを行う責任者としてセンター長を1名、母子保健機能と児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を1名配置することとされております。

そのほかには、母子保健を担当する保健師や主に児童福祉の相談等を担当する子ども家庭支援員、社会福祉士等を継続して配置して一体的な相談支援のための職員体制を十分に確保することが求められております。こども家庭センター開設に向けましては、現在の体制を基本として踏まえつつ、センター機能が十分に発揮、機能するように検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 支援体制については、四、五人の体制でやっていくんだということですが、このこども家庭センターを設置する場合における職員を増やすということは考えていないということではよろしいでしょうか。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

こども家庭センターを設置して職員を増やさないということでもいいのかということですが、センターには先ほど申しましたように、センター長と統括支援員を置くこととなっております。そちらの人選等は今後、検討していくこととなりますので、センターの機能をどのようにしていくかというところをよく調査研究しまして、職員体制が現在のままでできるのか増員が必要なのかということは、今後、他市町の状況等も調査研究して検討していきたいと考えております。現在では、今のままということではございません。今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） これからの研究課題だということですが、やはり町民に寄り添ったきめ細やかな支援体制ということになりますと、やはり人員を確保しないとなかなかできていかないということですので、しっかりと人員確保をして、スムーズな運営に心がけていただきたいと思います。

3点目に入ります。

こども家庭センターは、子ども支援の総合窓口であり、ワンストップのサービスに特化したということで位置づけてよいのか、その点について考えをお伺いします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまのご質問にお答えいたします。

こども家庭センターは、ワンストップサービスとして位置づけてよいのかということですが、現在でも子育て支援課では、妊娠、出産、子育てまでの様々な悩みや不安を持つ方について、保健師などの専門員が、安心して出産や子育てができるように必要な支援を提供しております。こども家庭センターを設置し、統括支援員を配置することによって、関係機関とより連携を深めまして、連絡調整しながら子育て世代に寄り添った窓口となるように検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 町民の方が安心して窓口に行ってお相談できるような雰囲気づくり、これも必要だと思います。こういった子育て支援は町にとって重要な課題であります。こども家庭センターの設置は、しっかりと準備を整えて取り組んでいただきたいと思います。

3項目に入ります。

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定について。

近年、気候変動による急激な地球温暖化が進んでいる状況であります。県内においても、先日、夏日、猛暑日がありました。熱中症対策として、国において改正気候変動適応法が4月に施行され、町の努力義務になったわけであります。

そこで、細目2点について伺います。

1点目、県内市町における指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定状況について伺います。

2点目、町では、指定暑熱避難施設を設置する考えはあるか、伺います。

細目2点についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定についての質問にお答えいたします。

まず、1点目、県内市町における指定の状況についてですが、指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターは、気候変動適応法第21条に基づき、町が暑さをしのぐ場所として指定することができる位置づけられており、今年度より運用が始まった熱中症特別警戒情報が発表された場合、当該クーリングシェルターの開放が義務づけされるものであります。

なお、当町におきましては、昨年度、熱中症特別警戒情報に値する日はございませんでした。

指定する場合、必ず備えるべき最低限の基準といたしまして、冷房設備を有すること、当該施設を町民、その他の者に開放することができること及び町民、その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保することとされており、この基準は、既に冷房が整っている施設を幅広く活用する取組を後押しする趣旨のもので、地方公共団体の実情に照らして、個別に必要とされる事項を定めても差し支えないものとされております。

本制度は、今年度から開始されており、県内クーリングシェルターの指定状況は、現在、13市町で指定済み、または6月までに指定もしくは運用を開始しており、他自治体におきましても、指定に向け、検討中または今後、検討するとされております。

次に、2点目、町で指定する考えについてですが、当町では、熱中症に関する情報について、音声告知を通して注意喚起をしております。昨年度は、20日ほど実施いたしました。今年度も熱中症による重大な健康被害の発生が懸念されますので、町内施設のクーリングシェルターへの指定を進め、熱中症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

現在、県内の状況を踏まえながら、クーリングシェルターの指定に向け、検討しているところでありますので、指定施設が決まり次第、場所や開放時間等について、広報やホームページ、ケーブルテレビ等を通じて周知してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

先週ですか、那須烏山市でも10か所指定したという下野新聞の報道がありました。県内の状況については、理解をいたしました。

1点目の再質問はありません。

2点目、今年も危険な暑さが懸念されている中、町民の安全・安心のためにも、早急に指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定すべきと考えます。町の考えを再度お伺いいたします。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

早急にというようなご質問かと思っております。クーリングシェルターの指定につきましては、熱中症が重大な健康被害を及ぼすことは理解しておりますし、全国的にも熱中症による健康被害は高い水準で推移しております。今年度も危険な暑さが懸念されておまして、熱中症対策は町民の生命を守るため重要な施策の一つであると考えておりますので、クーリングシェルターの指定につきましては、先ほども答弁したとおり、備えるべき基準がありますので、そちらを確認しながら、まずは公共施設から施設指定を検討しております。速やかに決定しまして、周知を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 速やかに指定していただいて、町民の健康を守っていただきたいなと思います。

今後、民間事業の方の施設指定の協力依頼について考えているか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、公共施設を中心に指定を検討しておりますけれども、利用状況や町民の利便性を踏まえますと、やはり民間事業者様の協力が必要になってくると考えております。民間施設の指定につきましても、まずはクーリングシュルターの理解をしていただけるよう町から話をするなど、協力を依頼してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 熱中症は、皆様もご存じのとおり、年々増加している状況であります。

それに伴って、昨年度、熱中症による那珂川町の救急車の出動数でございますが、16件ございました。町民の命を守ることを第一に考えていただいて、早々に指定をしていただき、民間の事業者にも協力を依頼していただきたいと思います。熱中症対策は待ったなしです。スピード感を持って対応していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。答弁は結構です。

以上で、公明党、大金 清の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（益子明美） 5番、大金 清議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後 零時 15分

再開 午後 1時 30分

○議長（益子明美） 再開します。

○議長（益子明美） 執行部より午前中の行政報告について訂正の申出がありますので、発言を許可します。

総務課長。

○総務課長（笠井真一） 訂正いたします。午前中の日程第4、行政報告において、春の交通安全運動期間を5月6日と報告いたしました。4月6日の誤りでありますので、ここで訂正させていただきます。また、これに伴い、資料も差し替えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

◇ 益子純恵

○議長（益子明美） 日程第5、一般質問を続けます。

7番、益子純恵議員の質問を許可します。

益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 7番、益子純恵です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

今回は、大きく3項目について質問いたします。

1項目、県営処分場エコグリーンとちぎの安心・安全な運営について。

2項目、県営処分場エコグリーンとちぎと地域振興について。

3項目、那珂川を渡河する新橋の整備促進について。

以上、3項目について質問いたしますので、執行部におかれましては前向きな答弁を期待いたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

1項目、県営処分場エコグリーンとちぎの安心・安全な運営についてお伺いいたします。

昨年、令和5年9月15日に栃木県初の管理型産業廃棄物最終処分場エコグリーンとちぎが

開業いたしました。管理型産業廃棄物最終処分場がなかった栃木県においては、このエコグリーンとちぎの開業により、これまで県外処理に頼ってきたものが産業廃棄物の処理を栃木県内で完結できる体制が整ったと言われております。

平成2年の北沢地区の不法投棄発覚から約40年近く、県が平成16年に処分場建設を発表してから約20年、当町にとっては様々な課題を乗り越えて迎えた開業でございます。昨年12月17日には、北沢地区の不法投棄物の撤去も開始され、地域の皆様は、安全かつ確実に撤去され、不法投棄物による汚染拡大の防止が切に望まれていることと思います。処分場の開業後、約8か月が経過した今、町民の皆様が安心して生活していくためにも、今回、改めて一般質問において、処分場が安心・安全に運営されているかについて町はしっかりと把握されているのかを、細目4点にわたり伺っていきたいと思います。

細目1点目、令和5年9月に開業した県営処分場エコグリーンとちぎへの廃棄物の搬入状況を町は把握しているのかをお伺いいたします。

細目2点目、廃棄物の受入れについては、環境保全協定に基づき栃木県内で排出された産業廃棄物としておりますが、県外からの廃棄物が含まれている状況を町では把握しているのかをお伺いいたします。

3点目、搬入状況など処分場に関する情報について、町では町民に向けてどのように広報しているのかをお伺いいたします。

細目4点目、処分場の安心・安全な運営に向けて、町としてどのように関わっていくのかをお伺いいたします。

以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 県営処分場エコグリーンとちぎの安心・安全な運営についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、廃棄物の搬入状況についてですが、エコグリーンとちぎでは、透明性の高い適正な管理、運営を行うため、地域住民と学識経験者、県、町で構成する安全推進協議会を開催しております。この協議会の中で、廃棄物の搬入や運営状況などについて検証や協議を行っています。

次に、2点目、県外からの廃棄物の状況についてですが、エコグリーンとちぎでは、環境保全協定に基づき、県内で排出された産業廃棄物を搬入することとしております。この「県内で排出」には、県内で中間処理された産業廃棄物も含むと協定書に規定されておりますの

で、県外で発生した産業廃棄物についても、県内で中間処理されていれば、受入れ可能であると県より説明を受けています。

次に、3点目、処分場に関する情報の発信についてですが、廃棄物の搬入及び埋立て、施設の運営、維持管理状況などにつきましては、県のホームページやグリーンライフなかがわ、クリーンテックとちぎ通信等により公開されております。町は、県が公開した情報を町ホームページにリンクして公開しているほか、処分場内のライブカメラの映像を町ケーブルテレビのサブチャンネルで24時間ライブ放送しています。

次に、4点目、処分場の安心・安全な運営についてですが、エコグリーンとちぎでは、搬入、受入れ、埋立て、浸出水処理等について、運営維持管理マニュアルを定めて業務を行っております。県は、立入検査等を行い、マニュアルや廃棄物処理法に即した運営がなされているかについて確認をしており、町もこの検査に立ち会い、内容の確認をしております。こうした立入検査等への立会いと安全推進協議会での検証、協議を通して、処分場の安心・安全な運営に協力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） それでは、再質問に入らせていただきます。

細目1点目から再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、安全推進協議会を開催されているとありました。安全推進協議会は、これまでに令和5年6月30日、令和6年2月27日の2回開催されております。第1回の安全推進協議会の中で、委員の皆様から搬入時間のことが上げられていたかと思えます。処分場内の安心・安全な運営はもとより、まずは町民の皆様の日常生活における安全が最も大事だと考えております。

これまで議会の中でも、こども園の送り迎えの時間帯、小・中学校の通学時間と搬入時間等が重ならないよう意見を出してきており、これについては、県のほうでも十分にご配慮をいただき、協定にも反映されております。

そこで、実際に処分場が運営を開始されてから、この搬入時間は厳守されているのか、その状況を町では把握しているのかをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

処分場の搬入時間と車両の運行状況について、町が把握しているかどうかというご質問ですが、それにつきましては、先ほど言いましたように、24時間のライブカメラ放送等で確認しております。

その中で、例えば8時半前に車両の搬入があるように見えただけですけども、確認したところ、それにつきましては、搬入時間が8時半からということで、その車両につきましては、計量棟の前の駐車場で待機している状態ということで、そういったことがあったそうです。それにつきましては、8時半まで処分場内に受け入れないということであれば、例えば路上駐車して時間調整するという事になって、逆に地元に対して待機するのは危険なので、そういった意味で場内に引き入れて駐車場の中で待機させているというような話を聞いております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） ただいま課長からご答弁をいただきました。早い時間に入ってきた車両に対しては、受け入れることなく待機して待っているというような状況だということをお伺いいたしました。ただ、一つ懸念があるのは、やはり早い時間帯に車両が通行することによって、通学時間帯、通園の時間帯と重なってしまって、そこで危険が生じてしまうというような懸念もありますので、運行については十分にご配慮をいただけるように、重ねて町のほうからも要望していただきたいと思います。

そのことについてですけども、町民の皆様からのお問合せや苦情などが寄せられていればお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

町民の方から搬入に関して苦情等があったかどうかについてなんですけれども、それにつきましては、例えば大型車両が通ったりするので、そのことについて危険じゃないかとか、ちょっと圧迫を感じるというような話は聞いております。また、先ほど言ったように、車両の運行時間について、小・中学校の通学時間帯とかこども園の通園時間帯につきまして、十分配慮するように県には要望を常にしておりますので、そういったことがあり次第、再度県に要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 担当課のほうでも住民から寄せられるご意見等には迅速に対応していただいているという状況ですので、引き続き安全に搬入が進められるようお願いをしたいと思います。

今後、処分場が開始されてから子どもたちにとっては初めての夏休みを迎えることとなります。お子さんだけで外出する機会も多くなるかと思えます。事故等がないように、町としても対策を取るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

今回初めての夏休みを迎えるということで、子どもたちの安全配慮につきましては、県のほうに強くお話をして、安全な運行管理をしていただくように配慮してほしいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 引き続き、県のほうに強く要望をしていただければと思います。夏休み等で事故がないようお願いしたいと思います。

それでは、細目2点目の再質問に入らせていただきます。

県営処分場エコグリーンとちぎに係る環境保全協定の第5条の2に、受け入れる廃棄物は栃木県内で排出される産業廃棄物を基本とする括弧書きの中に、中間処理施設から排出されるものを含むとあります。先ほどの答弁の中で、県内で中間処理をされていれば受入れが可能だということを県から説明を受けていると答弁の中でおっしゃっておられましたけれども、どの時点でこういった説明を受けていらっしゃったのか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

どの時点で県外の産業廃棄物について、中間処理を県内でやっていたら受入れ可能という説明を受けたかという件なんですけれども、当然協定書に書かれているものですから、協定書策定時点で県より説明を受けているものと思われま。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 協定書を締結する際に、県より説明を受けていたと思われましてというような課長の答弁をいただきました。町としては、県外で排出されたものが中間処理を経てエコグリーンとちぎに搬入されるということを協定書を結ぶ段階で町として想定していたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

県内で中間処理されていれば受入れ可能ということについてなんですけれども、当然協定書を結ぶに当たって県との協議を何回もやっておりますので、その中で当然町としても認識していたということで答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） このことについては、課長もおっしゃられているとおり、協定でしっかりとうたわれていることですので、協定に反しているとかそういったことは一切ないかと私自身も思っております。しかしながら、これまでの説明の中で、町民の皆様に対しても県内で産業廃棄物を処理できる、完結できると言われてきたことで、私たち町民の認識とこの条文の意図するところには多少のずれが生じているかと思えます。このことについてはどう思われるでしょうか。お伺いいたします。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

町民の認識とのずれについてなんですけれども、もし町民への周知が不足しているのであれば、再度機会を得て周知するように県と協議を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 中間処理施設に運び込まれるものが県内由来のものかどうかは、マニフェストを確認することで分かってくるものだと思いますし、業者さんもその点に関しては把握されているかと思えます。搬入されている廃棄物については、協定に基づき、違法なもの、

危険なものが運ばれているということはないかと私自身も思っております。

埋立て期間が12年と定められている中で、埋まらなければ延長もあり得るのではないかと
いったような議論も過去にされてきているということは私たちも承知しております。この12
年を厳守すべきというところから、決められた期間で容量を満たすための事業者の営業努力
の中に、県外からの産業廃棄物が県内で中間処理施設を経てエコグリーンとちぎに搬入さ
れるということが起こってきていると思います。

相反することのように思えますけれども、いずれにしましても県内で産業廃棄物を処理で
きる唯一の処分場であることには変わりはありません。町民の皆様に対しては、事実在即し
た情報提供を、周知不足なところがあれば、情報提供を引き続きしていただきたいと思いま
す。改めて町としての考えを伺います。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、町民の方々に対しまして周知不足な点がご指摘のとおりあ
るのであれば、それにつきましては、県と共に丁寧な説明を心がけていきたいと思ってい
ます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 県とご協議をいただきながら、町民の皆様にも適切な情報の提供を強く望
むものでございます。

それでは、細目3点目の再質問に入らせていただきます。

こちらにつきましても、先ほどの答弁の中で県のホームページ、グリーンライフなかがわ、
クリーンテックとちぎ通信、これは先日、第1号が折り込みとなっておりますけれども、
これらによって公開されているということをご答弁いただきました。また、あわせて町では、
ケーブルテレビのサブチャンネルで24時間のライブ放送をさせていただいております。環境保
全協定の第9条に情報公開としてうたわれております。これらについて、町民の皆様からご
意見や苦情等、寄せられたことがあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

情報発信について、町民の方からの苦情等があったかどうかについては、現時点では、

そういったことはございません。もしあった場合は、速やかにその件について県のほうと情報共有を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） これまでに苦情等は寄せられていないということで、ライブ放送ですか、そういったところでしっかりと町民の皆様に情報公開ができています関係かなと思います。

それから、これまでも町民向けの見学会は実施されてきておりますけれども、今後も引き続き実施の予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

見学会の実施についてですが、これにつきましては、開業前もやっていたし、開業時にもやりました。今後も引き続き、報告会など町民の見学会について予定をしていると県から聞いておりますので、そのような対応をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 引き続き、町民向けの見学会等を継続していただければと思います。何となくこの見学会に参加するのは敷居が高いように感じている町民の皆様もいらっしゃると思いますので、できるだけ参加しやすいような条件で見学会を実施していただければと思います。ぜひ町民の皆様のご要望に沿う形で定期的に見学会などを継続していただきたいと思いますので、県と連携を図りながら進めていただければと思います。

細目4点目については、先ほどの答弁でいただいておりますので、今後も運営維持管理マニュアルに即して運営がされているか、町としてもしっかりと立会いや確認、安全推進協議会での検証、それから協議、こういったことを通して関わっていただきたいと思います。

これで1項目めの質問を終わらせていただきます。

それでは、大きな項目の2つ目、県営処分場エコグリーンとちぎと地域振興についてに入らせていただきます。

1項目めと同じく、県営処分場エコグリーンとちぎに関連いたしますが、視点を変えて地域振興の観点からお伺いしたいと思います。

町では、令和4年2月に第2次環境のまちづくりを基軸とする那珂川町地域振興計画を策定し、社会を支えてきた団塊の世代の多くの皆様が老年人口に移行する転換期と言える10年後を見据え、令和13年までの10か年計画とされております。

町が行う環境と共生するまちづくりに対する支援として、県では県営処分場関連地域振興計画が令和4年6月に改定されております。この計画は、町が策定した先ほどの第2次環境のまちづくりを基軸とする那珂川町地域振興計画の目標年度である令和13年に再び見直しがかげられ、県営処分場の埋立て完了までが計画期間となっております。

町の計画の中には、次のような一文が書かれております。「当町においては、県内初の県営処分場を整備するに際して、住民の環境問題への意識の高まりを考慮し、県と協力し、地域振興策を推進していきます。県との信頼関係の構築に努め、最終処分場への住民の不安の解消を図るために、環境に配慮したまちづくりを目指した地域振興策を進める必要があります」とあります。

そこで、細目4点にわたってお伺いいたします。

細目1点目、県営処分場エコグリーンとちぎを、今後どのように地域振興につなげていくのか、町の考えをお伺いいたします。

細目2点目、令和5年11月の議会全員協議会で説明のあった県営処分場関連地域振興計画の特定事業である環境学習施設について、その後の進捗状況をお伺いいたします。

細目3点目、処分場の稼働に伴い、県から交付されている埋立て事業収益の今後の見通しについてお伺いいたします。

細目4点目、埋立て完了後の処分場跡地について、地域振興にもつながるような利用を考えているのかをお伺いいたします。

以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 県営処分場エコグリーンとちぎと地域振興についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、今後の地域振興についてですが、令和4年2月に制定した第2次環境のまちづくりを基軸とする那珂川町地域振興計画に基づく42事業について、県が令和4年6月に改定した県営処分場関連地域振興支援計画により、エコグリーンとちぎの埋立事業収入等の一部を財源として、これらの地域振興事業を進めていきます。

そのほか、県内外から訪れる見学者に対し、那珂川町の観光施設や飲食店に関する情報を発信することで、町内を周遊していただき、交流人口の増加と地域経済の活性化を図りたいと考えております。

次に、2点目、環境学習施設の進捗状況についてですが、現在、エコグリーンとちぎの管理棟内にある大会議室、見学者コース、デッキ、展示室を活用し、見学者に対してPR動画による説明や、埋立て現場や水処理施設の見学などにより、廃棄物処理の仕組み等や安全性に関する環境学習の機会を提供しております。

町では、県の環境学習への取組と連携し、町内の自然環境や地域資源を活用する事業者や民間施設の取組を紹介することで、飲食店や観光施設等にも誘客できるような那珂川町の魅力を情報発信する体制の構築に向け、協議をしております。

次に、3点目、県交付金の今後の見通しについてですが、県営処分場関連地域振興支援計画に基づき、県から交付される県営処分場整備に係る地域振興支援のための交付金は、処分場建設費の5%相当額と埋立て事業収入の5%相当額が交付され、交付金の上限は合計で10億円となっております。

なお、今後の見通しについてですが、埋立て事業収入分の交付期間は、令和6年度から埋立て終了年度の翌年度までで、上限額の10億円に達するまでとなります。

次に、4点目、跡地利用についてですが、現在の計画では、埋立て期間は12年間で、令和17年度に埋立て終了になり、その後は、廃棄物処理法に基づき、10年から20年程度の維持管理期間が必要になると聞いております。施設廃止後の跡地利用方法については、現時点では未定であります。県内でも前例がない最終処分場の跡地利用となりますので、様々な制約はあると思われませんが、今後も町に残る施設として、町の発展に寄与する施設となるよう、先進事例等を踏まえまして、県と協議をしたいと思いますと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） それでは、再質問に入させていただきます。

まず、細目1点目の再質問ですけれども、先ほどいただいた答弁の中にもありましたが、第2次環境のまちづくりを基軸とする那珂川町地域振興計画に基づく42の事業の財源として、埋立収益などの一部が充てられると答弁にもありました。

この計画には、上位計画である地域振興計画と併せて具体的事業が明記されております。

適切に事業が執行されるようお願いするものですが、これらの環境のまちづくりを基軸とする地域振興計画の計画年度は、令和13年度を目標年次としております。10か年の間には、上位計画の地域振興計画の見直しや策定、事業の改廃、新たな事業を起こしたりされることと思います。適時見直しが必要になってくると思いますけれども、これに対してはどのように対応されていかれるのかをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

事業の見直しについてですが、10年間の計画期間の中に町の最上位計画である総合振興計画等の改定がございますので、当然そういったものの改定があれば、それに反映するような形で環境のまちづくりを基軸とする那珂川町の地域振興計画も改定させていただき、県と協議した上で、その支援事業の中にも新たな事業を入れてもらえるように協議するような形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 上位計画の見直しとともに反映する形で改定していただきたいと思えます。

細目1点目の別な角度からの再質問になりますけれども、先ほど町長からご答弁いただいた中で、県内外からいらっしゃる見学者に対して、観光施設や飲食店の情報などを発信することで町内を回ってほしい、交流人口の増加、地域経済の活性化につなげたいということがありました。処分場が開始されてから半年以上がたちますけれども、既に県外からの見学者の受入れは始まっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

県外からの見学者の受入れについてですが、現時点では、開業してまだ1年たたないということで、昨年度は、町内の学校や団体を中心に見学者を受け入れておりました。県外からの見学者につきましては、今年度以降、順次受入れをしていくと聞いておりますので、そのような形で答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 現在は、町内の団体の皆様、優先的に見学をされているということで、今年度から県外からの受入れも始まるであろうということを答弁いただきました。今後、先進地としての視察先に選ばれ、処分場見学のために来庁される方は増加してくるかと思います。せっかくこの町に足を運んでくださった方が、見学だけして帰ってしまうのでは、当町としては非常にもったいないと感じております。先ほど町長もおっしゃっておられましたけれども、町の観光につなげる必要性を強く感じますけれども、具体的に町としてはどのような策を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

町が現在実施している施策についてなんですけれども、現時点では、施設の管理棟、入口を入ってすぐのところに大型モニターと、展示スペースを県でご用意いただいて、そこで町の特産品やPRビデオ等を流させていただいております。また、2階のところにも町に関係するポスターなんかを掲示させていただいて、見学者の目に触れるような、興味を引くような形で対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 町内の温泉や飲食店など、観光につなげることで町の振興につながってくるかと思います。県としてもそういった状況を鑑みて、見学の時間帯を午前中にしていただくなどのご配慮をしていただけるとお伺いしております。今後は、しっかりと町を周遊できる見学プランを設定することができないか、県に対して、共に協議をしていただく、要望していただくことができないかをお伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

町の施設を巡るような見学コースの設定についてなんですけれども、町としてもなるべく町の要望を県のほうに伝えて、少しでも町外から来た見学者の方が交流人口として増えていくような形で進めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） せっかく来てくださった見学者の方々には、ぜひ素通りすることなく町内にとどまっていたでいて、例えば広重美術館、小砂焼、鷲子山上神社、那珂川町のグルメなどを堪能していただきたいと思っております。こういったところも県と町と協力しながら事業を進めていただければと思っております。これは要望といたします。

町長にお伺いをしたいと思えますけれども、一つの地域振興策と言えらと思えますけれども、エコグリーンとちぎの事業者でありますクリーンテックとちぎと町の関係性においても、事業者と町が主体的に関わることのできる場を設けることも大切ななと思っております。

以前、議会で福島県飯坂町にある飯坂クリーンサイトを視察させていただいた際には、事業者が主体的に地域と関わる姿勢を見てとることができました。当町においても、そういった事業者と地域の交流、町の交流あるいは企業の研修に当町の観光施設を使つていただくなどの関係性の構築を図つていただきたいなと思っておりますけれども、幸い事業者の方は積極的な関わりを望んでおられるとお伺いしております。こういったことに対して、町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（益子明美） 町長。

○町長（福島泰夫） まさに益子議員おっしゃるとおりであると思えます。エコグリーンとちぎの安藤社長をはじめ、関係者の方と私とお話する機会がありますけれども、そういうお話の中で、やはり県職員よりも、和見地区で働いているのはクリーンテックの会社の人間がはるかに多い、そういう方と和見地区あるいは周辺地区の方々と一緒に話をする機会をぜひ設けたいという会社の希望でありました。その要望も私は県に申し上げて、会社のほうでも地域の方といろいろな話をしたい、地域振興策とか、それから安全性とか、地域の方にも直接聞きたいことはある。そういうことを県に申し上げましたら、県でもやっつてくださつて結構だということでございます。

そして、安全性や地域振興で、和見の方に私もよく言うんですけども、何とかせつかくの豪華なお客さんが見えになるんだから、その方々に手ぶらで帰つてもらわないような、地域で何か施策ができないか、そんなお話もさせていただいております。もしそういう話が地域からあれば、町でも何とか考えなくてはいけない、そのように思っております。

そして、エコグリーンとちぎで働く方と地域の方の気持ちが一つになれば、町の大事な観光施設として全国からたくさんの方々が視察に訪れるのではないか、こんなふうに私も思っておりますので、ぜひその部分はしっかりと、要望があれば、あるいはこちらから問いかけ

て県と協議をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） ただいま町長から前向きな答弁をいただくことができました。事業者の方と地域の方々、町民の皆様が積極的に関わり合うことで大きな地域振興につながっていくと私も考えております。また、一つの事業所が町にできたという観点においては、法人町民税ですとか固定資産税とか、そういった税収も見込まれるかと思いますので、地域に根差す企業として、積極的に地域と町との関係性の構築を図っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、細目2点目の再質問に入らせていただきます。

まず、環境施設につきましては、昨年11月の議会全員協議会においてお話を受けているところでございます。改めてお伺いしたいと思えます。

県で策定した県営処分場関連地域支援計画には、特例事業として、交付金とは別に環境学習施設整備事業が掲載されております。町の第2次環境のまちづくりを基軸とする那珂川町地域振興計画の中にも記載がございますが、記載については次のとおりです。「町では、施設の見学や体験ができる機能、情報発信機能、調査研究機能、宿泊機能を備え、子どもから大人までが楽しく学べる施設を要望していきます」と記載されております。

しかしながら、県と協議を重ねられてきた結果、議会全員協議会で示された内容は、かなり簡素化された内容でございました。環境学習施設ではなく、情報発信スペースなのかなというような感じのものでございました。

昨今の厳しい社会情勢、経済状況、当町の将来にわたる維持管理など、様々なことが検討され、出された結論であると受け止めております。特例事業として特出しされていたものですから、私としては少々疑問が残る結果かなと思っております。改めて、このような結果に至った経緯を簡単にお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

環境学習施設についてですが、当初イメージしたものと違い、簡素化されたような形でまとまった点につきましては、県と町で組織したワーキンググループの中で意見交換した上で、町としては、先ほど言いましたとおり、町の地域振興計画の中で述べた施設を要望したわけなんですけれども、やはりいろんな諸事情があった上で、現在のような形にまとまったとい

うことをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 県のホームページから、環境学習と検索すると、エコグリーンとちぎにたどり着かないようなホームページの現状がありますので、こちらは早急に対応していただけるように県に要望していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

県のホームページにエコグリーンとちぎが掲載されていないというご指摘なんですけれども、早急に県に確認をお願いして対応していただくように要望したいと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） もう1点お伺いいたします。

町内には那須風土記の丘資料館がございます。こちらには毎年多くの県内の小・中学校から見学の一環として来館があるようです。令和4年度には59校、令和5年度には51校の県内外の小・中学校が訪問されております。

こういった校外活動同様に、エコグリーンとちぎへの社会科見学の一環として、例えば、県内の小・中学校の児童生徒に一度は見学に来ていただけるように、県の教育委員会等に要望ができるように県と協議をしていただくことは可能でしょうか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

県内の小・中学生が一度は那珂川町にあるエコグリーンとちぎに訪問していただけるように、県の教育委員会等を通じて要請できないかというご質問なんですけれども、それにつきましては、県の担当がやはり教育委員会とセクションが違うものですから、なかなか難しいところがあるかもしれませんが、町としては、そういった形で要望したり、例えば各学校にチラシを交付するとか、そういった活動をしていただけるように要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） ぜひそのように要望をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、細目3点目の再質問に移らせていただきます。

県からの交付金の見通しについてお伺いしましたけれども、先ほど、上限が10億円というご答弁をいただきました。建設費5%相当額は建設工事に着手した年度に一括交付されておりますけれども、交付額と交付時期をお伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） お答えいたします。

県からの交付金ですが、「県営処分場整備地域振興支援交付金」という名称がついてございます。交付の概要につきましては、建設費の5%と埋立事業分の金額となっております。

受入れの状況でございますけれども、まず最初に、平成27年度に建設費分といたしまして5億円を入金してございます。その後、令和5年度、建設費の精算分ということになるかと思うんですが、8,800万円程度を入金しているような状況でございます。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） ただいま企画財政課長からご答弁をいただきました。

合計10億円の交付金があるということで、既に5億8,800万円が交付されている現状になっております。この10億円の交付金、既に地域振興のための事業に充てられておりますけれども、財源の一部とすることに十分かどうかという見地においてはどのように考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

交付額として十分かどうかということかと思うんですけれども、充当事業につきましては、地域振興に関わる事業に広く充当しております。これにつきましては財政的な見地から十分不十分というのではなくて、地域における理解、処分場の運営に対しての理解醸成の促進が主な目的となっておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 広く地域振興に充てられるということで、引き続き地域振興に充てていただきたいと思いますけれども、上限が10億円というところでもう決まっているもので、これを交付額を上げてくださいますということは言えないと思いますので、環境学習施設、何度も引き合いに出して恐縮なんですけれども、こういったところがハードとして整備されなかった状況ですとか、もろもろのところを鑑みていただいて、今後、町が地域振興のための事業を興す際には、県としても特段のご配慮をいただいて優先的に地域振興につなげていただけるように強く要望していきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後に細目4点目、跡地利用についての質問に入らせていただきます。

先ほどの町長の答弁の中でも、12年後の埋立期間終了後から10年、20年の維持管理期間を置いての跡地の活用ということになりますので、これから相当長い年月が要されると思いますけれども、地域振興のために跡地をしっかりと利用していくためには、早い段階から地域振興に資する、どういったものがこの町に適切なのかというところの検討に入っていただく必要があると思いますけれども、まずは町としてしっかりとビジョンを持った上で県との協議に臨まれるべきだと思いますけれども、こういったところを全庁的に検討していく上で、ワーキンググループなどを立ち上げる考えはございますでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

跡地利用に対して、ワーキンググループの設置等は考えているかということですが、あれだけ広い施設ですので、担当課だけではなくて全庁を挙げて跡地利用について検討し、町の要望を県に伝えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 全庁的に検討する機会を設けていただいて、しっかりと県と協議に臨んでいただければと思います。

時間の流れとともに跡地が地域振興につながるものという考えが風化していかないように、町の振興計画に位置づけていただいたりすると同時に、しっかりと検討を進めていかれる体制を構築されることを強く望んで2項目めを終わります。

それでは、3項目め、那珂川を渡河する新橋の整備促進について、お伺いいたします。

当町における那珂川を渡河する橋は、若鮎大橋、八溝大橋、大松橋、富谷橋の4橋でございます。若鮎大橋以外は那須烏山市に接続をしております。東日本大震災によりまして新那珂橋が落橋しております。これによりまして、現在、小川地区、馬頭地区を町内でつなぐ橋は、若鮎大橋の1橋となっております。

今でこそ新那珂橋がないことが日常になり、そして不便さを感じなくなってきておりますけれども、当時は川を挟んだ町民の皆様の移動や車に頼る当町の観光にとりましては大変不便さが目立っていたと記憶をしております。

2つの地域をつなぐ橋が1本のみであるということは、全体的な道路網として見たときには町民の利便性、観光への誘客、産業の振興の観点から見ても、十分な状況とはいえません。

また、昨今の激甚化する災害により、様々な状況により那珂川を渡河することができない状況が想定されます。

そこで細目2点についてお伺いいたします。

細目1点目、東日本大震災の影響により新那珂橋が撤去されましたが、新たな橋の設置に向けた検討状況と町の考え方についてお伺いいたします。

細目2点目、整備促進に向けた国・県への働きかけについて町の対応をお伺いいたします。

以上2点についてお伺いいたします。

○議長（益子明美） 町長。

○町長（福島泰夫） 那珂川を渡河する新橋の整備促進についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、新たな橋の設置に向けた検討状況と町の考え方についてですが、町では、那珂川町内の道路網の在り方や道路に係る課題解決方法等について、栃木県と那珂川町が協調して総合的に検討を行うことを目的として、烏山土木事務所と庁内関係課で構成する道路網研究会を設置し、その中で、新たな橋を含む道路網について調査研究を進めているところであります。

新たな橋を含む道路網については、大規模災害時における安全確保はもとより、町の工業、商業、農業などの振興発展や観光地への周遊、防災力の強化のために、必要不可欠なものであると考えますので、町民の安全・安心な生活を確保するため、引き続き事業化に向け調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に2点目、国・県への働きかけについてですが、新橋の整備を含む新たな道路網の構築については、町の振興・発展には必要不可欠なものであることから、国・県に対し機会があ

るごとに、必要性を強く要望するなど、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） まず、細目1点目について再質問をさせていただきます。

第2次那珂川町総合振興計画後期計画の第1章2節、骨格道路の整備の中に、那珂川を渡河する新たな新橋と、それに接続し、町を東西に結ぶ骨格軸となる道路の整備を、関係機関に対し強く要望し、早期実現と事業の促進を図るとあります。こちらは令和7年度までの計画で、見直しがかけられる時期が近づいてきております。また、那珂川町都市計画マスタープランについても、目標年次が令和7年となっております。

総合振興計画においてはどのように見直されていくのか、あるいはよりしっかりと明記されるのか、そして、都市計画マスタープランにおいては、現在記載がない状況でございますので、道路網整備の一環として、新橋をどのように位置づけていくのかについてお伺いいたします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

那珂川を渡河する橋とその道路網の整備については、先ほど、議員さんがおっしゃられたとおり、第2次那珂川町総合振興計画の施策として、骨格道路の整備や災害に強く、次世代につながるための道路整備の施策として位置づけがされております。

今後、見直しをされる那珂川町総合振興計画に、引き続き位置づけをするとともに、那珂川町都市計画マスタープランの改定の際には新たに位置づけをし、必要性について強く要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 今後、改定がされる各種計画において、ぜひ、道路網整備の一環として新橋の位置づけをお願いしたいと思います。

現在、特に馬頭東部地区への小川地区からのアクセスは非常に悪い状況にあります。町民の利便性の向上の観点から、今後、こういった道路網の在り方が当町にふさわしいのかは、道路網研究会の中で検討されていくのかと思います。

この道路網研究会は、烏山土木事務所と庁内関係課で構成をされておりますが、まずは町としてどういった橋を含めた道路網を整備をするかの共通認識が必要と考えます。それをもって研究会に臨まれるべきと考えますが、まずは庁内でそれを検討する場は設けていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

庁内での道路に関する協議の場ということですが、道路網研究会の構成員であります担当課、そちらの職員も部会に入っておりますので、そういったところの中で併せて検討をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 最終的には県との合意形成がなされて、事業化に向けて動き出されるのかなと思いますけれども、国・県に橋を含む道路網の必要性を訴え、納得をしていただき、具体的に事業化をしていくに当たって、そのための課題というのは見えているのか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問についてお答えいたします。

事業化に当たりましては、当然、県はもちろん、国にも理解をしていただけるような事業計画が必要だと考えております。そのために、道路網研究会において、土地利用や地域振興、交通、あるいは災害時における防災、こういった総合的な観点から調査研究を進めていく、そういったことが必要だと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 最後に、防災の面からお伺いしたいと思います。

今年元旦には、能登半島において大きな地震が起こり、多くの方が犠牲になられ、今もお避難生活を余儀なくされている方がいらっしゃいます。この地震で浮き彫りになったのが、橋を含む地域、地方の道路網の脆弱性ではないでしょうか。実際に役場職員の皆様からも、被災地に派遣され、対応に当たられた方が多くいらっしゃるかと思います。町民の安心・安

全な生活を担保するための社会インフラがいかに大切であるかを目の当たりにされたとお伺いしております。

橋が新しいから、耐震化されているから大丈夫ということは、今の時代には当てはまらないかもしれません。昨日も早朝より緊急地震速報が発せられて、町民の皆様の多くは大きな不安に襲われたのではないのでしょうか。道路網はいつどこで寸断されるか分かりません。だからこそ、有事に備えておく必要があると考えます。

こういった自然災害に備えるという観点から見て、現在の2つの地区をつなぐ道路において、橋が1本しかないというこの状況を、町としてはどのように捉えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、那珂川を渡河する橋は1橋しかございません。もし災害で何かあった場合の緊急性、そういったときには支障を来す場合がございます。そういったことを含めまして、有事の際には1橋ではやはりどうしても支障が起こることもございますので、迅速かつ、町民の安心・安全を図るためには必要なものだと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 自然災害ですとかそういう災害対応の際にも、安心して生活が送れるよう、新橋を含む道路網の整備を継続して要望していただきたいと思います。

細目2点目につきましては、最初の答弁で回答をいただいておりますので、再質問はありません。

まとめになりますけれども、町民の皆様の安心・安全が担保され、橋を含む道路網が整備されることは地域振興の要となる部分でもありますので、今後、各種計画にしっかりと反映されて、具体的な検討を経て、しっかりと事業化できるよう、町としてしっかりとビジョンを描き、それをもって県や国に要望をしていただき、事業化を早期にさせていただくように強く望むものでございます。

今回の一般質問は、今後の町の在り方を左右する問題の一端を取り上げさせていただきました。少子高齢化、人口減少にしっかりとした対策を打ち出し、地域振興につなげていただくことを強く望みまして、私の一般質問といたします。

○議長（益子明美） 7番、益子純恵議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時50分

○議長（益子明美） 再開します。

◇ 川 俣 義 雅

○議長（益子明美） 日程第5、一般質問を続けます。

6番、川俣義雅議員の質問を許可します。

6番、川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 川俣義雅です。

ごみの問題について質問をいたします。

町はこの3月に第2次那珂川町環境基本計画後期計画を発表し、地球温暖化防止などの差し迫った大きな課題に対し、今までの5年間を総括した上で、今後5年間の那珂川町としての取組を確定したとしています。

しかし、計画を読んでもみると、定義や言葉の意味がはっきりしていない点や、これは間違いではないだろうかと思われる数字などが幾つかあります。この計画では、33ページの見出しに掲げてある、循環型社会を目指す町の実現は甚だ困難ではないかと危惧し、改善を求めたいと思い、第2次環境基本計画後期計画の33ページから書かれている、廃棄物の減量、資源の循環について、以下、次の8点伺います。

1点目は、第2次環境基本後期計画、以下、単に計画と言わせていただきますが、この中で「一般廃棄物」と「ごみ」という言葉が出てきます。この一般廃棄物とごみは同じ意味で使われているのかどうか、伺います。

2点目に、町民1人当たりの一般廃棄物（ごみ）の排出量が増えています。2016年の1人当たり年間265キログラムから、2022年の299キログラムへと、約13%増加しています。何が原因と考えているのか伺います。

3点目に、計画に掲げている行政の行動として、計画書の37ページに、令和10年度、西暦でいうと2028年度までに、1人当たり年間ごみ排出量5%以上を削減しますという目標を掲げていますが、5%削減で十分と考えているのか伺います。

4点目に、削減目標の「ごみ」とは、計画書の34ページにある、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの総量を指しているのか伺います。

5点目に、町として、本当に減らしたいごみは何なのかを伺います。

6点目に、この計画は、町の基本的な計画である総合振興計画と整合性が取れているのか伺います。

7点目ですが、「燃やすごみ」に入れられているもののうち、今後、資源化を考えているものがあるか伺います。

8点目に、町はこの先、ごみ問題をどうすることが理想と考えているのか伺います。

以上、まず、お答えいただきたいと思います。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 第2次環境基本計画後期計画の廃棄物の減量、資源の循環についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、計画書の中で「一般廃棄物」と「ごみ」は同じ意味で使われているのかについてですが、計画書において用語の定義はしておりませんが、同義の用語として使用しております。

次に2点目、町民1人当たりのごみの排出量が増えている原因についてですが、計画書にも記載されているとおり、排出量が減少しても1人当たりの排出量が減少していない原因は、住民の消費スタイルに大きな変化がなく、廃棄物のリサイクルや資源化が向上していないことが一因であると考えております。

次に3点目、1人当たりのごみの排出量5%以上を削減についてですが、環境基本計画では、重点的に取り組んでいく施策を重点プロジェクトとして定めており、その中の一つとして、ごみ排出抑制プロジェクトを掲げております。平成21年3月に策定しました第1次環境基本計画では、年間排出量を5%削減することを目標としており、平成26年3月に策定した第1次環境基本計画後期計画より、年間総量ではなく、1人当たりの年間排出量を5%削減

することに変更し、以後この目標を踏襲しております。

目標の設定については、十分不十分の観点からではなく、現実的にごみ減量化の取組を実践していただく指標として設定しており、また、前期・後期10か年でなく、あくまで後期5か年での目標設定となります。

次に4点目、目標で設定しているごみの意味についてですが、計画書におけるごみの総量については、町の収集業務もしくは直接持ち込みにより、南那須広域行政事務組合の保健衛生センターに搬入された燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物、粗大ごみに、有害ごみを追加したものが、ごみの総量となっております。

次に5点目、減らすごみについてですが、ごみの排出量の抑制は、ごみの処理に係る行政コストの削減及び地域住民の負担軽減につながることから、特に種類は限定せず、ごみ全体を減らすことが望ましいと考えております。

なお、ごみ全体の総量の約8割を占める燃やすごみについては、その約4割が紙類であることから、分別の徹底により、雑紙として資源化することにより、燃やすごみを大幅に減らすことが可能であると考えています。

次に6点目、振興計画との整合性についてですが、那珂川町総合振興計画では、基本目標の「人と自然が共生するまちをつくる」において、自然環境の保全、生活環境の保全、循環型社会の構築、環境学習の推進の4つの基本施策を掲げております。

環境基本計画では、この総合振興計画の4つの基本施策に基づき、個別目標と取組施策を記載しており、総合振興計画との整合性を図る形で策定しております。

次に7点目、燃やすごみの資源化についてですが、町の取組としまして、雑紙の資源化を推進しております。具体的には、燃やすごみとの分別排出について、「ゴミ分別ハンドブック」やゴミの分け方・出し方のチラシを各家庭に配布し、雑紙の分別種類や収集に出す際の注意点などを、写真入りで分かり易く、周知しております。

また、生ごみについても、分別収集やコンポスト利用による堆肥化を推進することで、資源化に努めております。

次に8点目、今後のごみ施策についてですが、地球温暖化の抑制や循環型社会の構築のため、ごみの減量化や分別の徹底による資源化を推進することが理想であると考えています。

このため、現在実施している生ごみ堆肥化事業、生ごみ処理機器購入補助制度、紙パック資源化事業、資源ごみ回収報償金制度、資源ごみ拠点回収事業、小型家電・廃プラスチックの容器のイベント回収などの事業について効果検証し、必要に応じて内容の見直しを行いな

がら、ごみの減量化及び資源化を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 1点目の再質問です。

同じような意味で使われていると、一般廃棄物とごみは同じだということで捉えていきたいと思います。

また、この計画では、「可燃ごみ」と「燃やすごみ」という言葉が混同されて使われているのではないかと思います。

可燃ごみというのは燃やせば燃えると、燃やすごみというのは燃えるものも燃やさないかもしれない、燃やすごみというのは積極的に燃やすということですから、燃えるんだけど燃やさないということもあるので、混同して使ってはいけないと私は思いますけれども、ぜひ、精査してもらいたいと思います。

それから、計画書の33ページ、本文では、平成25年度の一般廃棄物排出量が5,398トンになっています。ところが、34ページのごみ排出量の表では、5,305トンになっています。もう一度言いますと、片方では5,398トン、もう片方では5,305トンになっています。同じ年なのに数字が違ってきますね。違いに気づかなかった原因は何だと思えますか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

質問のありました、約93トンの数字の違いについてなんですけれども、これにつきましては、古着、布類の排出量となります。当時、資源ごみとは別に集計していたために、34ページの排出量と、33ページの排出量の数字が異なっている原因であります。なお、34ページの1人当たりの年間排出量につきましては、この古着、布類も含まれた合計値での一般廃棄物の総量から算定してあります。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 古着ということが出てきましたけれども、その計画書の中では全くそのことは書いていないので、これはやはりきちんと統一すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

表記について統一すべきだというご意見なんですけれども、これにつきましては、今後の計画策定の際に、きちんと判別できるような形で表示していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 3月議会でもグラフがおかしいのではないかと質問し、そのときは訂正されましたが、一般廃棄物とごみの言葉の使い方も、数字の間違いも、複数の職員によるきちんとした検証がなされないまま原案が作られ、しかもそれが、いわばノーチェックで計画書に書かれているのではないかと不安になりますが、実際はどうなのでしょう。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

この計画に際しましては、若干の訂正が過去に一度ありました。今回も、川俣議員から、数字上とか文章表現上での指摘がありました。計画の策定に当たっては、複数の職員でチェックをしているわけなんですけれども、そういった指摘があったということを深く受け止め、次期計画からはこのようなことがないように精査をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 複数の職員による検証がなされているということなんですけれども、その原案が作られた状況でノーチェックなのではないかと、作ったものがそのまま上に上げられて印刷されているのではないかと思いますけれども、どうなのでしょう。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

ノーチェックというわけではなく、必ず複数の担当者で確認はしているんですけれども、実際問題としてこういった事案が発生したということは厳重に受け止めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 確認しているということなんですけれども、結果的にはそれが不十分だと言えると思います。

では、2点目についての再質問です。

計画書では、1人当たりのごみ排出量が増えているのは、住民の消費スタイルに大きな変化がないことが原因だと書かれています。1人当たりのごみの排出量を減らそうと取り組んできたけれども、住民の意識が変わらない。これが目標とは逆に増えてしまっている原因だと、それ以外には考えられないということでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

住民の意識の変化が足りないからごみが減らないのではないかというご指摘なんですけれども、町では、ごみの分別、資源化、4Rの推進などをPRしていますが、町民1人当たりの排出量が減っていないことから、まだまだPR不足で浸透していないのではないか認識しております。実際、ごみを捨てる人に対して、町として分別を強制したり、違反者を特定することは困難なので、町民のモラルや環境に対する意識の向上、町民の資質に訴えるPR活動や環境学習を推進していくことが町の責任と考え、対応していきたいと考えています。

また、PR活動のほかに、ごみの減量化の先進事例等について調査し、町民の負担や財政コストなどを考慮しながら、那珂川町に合った施策を取り組んでいくべく、引き続き、調査研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 計画書の中では、とにかく原因として書かれているのは、住民の意識が変わらない、そのことだけなんですよ。ほかのことは書かれていません。私としては、それはおかしいと、町としての取組に問題がなかったかのような書き方、それが私は大きな問題だと思います。

取組が足りなかったから、1人当たりのごみ排出量が増えてしまった、そういうふうには捉えていないのでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

町を取組が足りなかったからではないのかというご指摘なんですけれども、先ほど申しましたとおり、いわゆるマナーの向上とか分別の徹底とか、町民に周知していく部分について、町のほうでもまだまだPRが足りなかったのではないかと反省しております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） これ以上は同じことの繰り返しになると思いますので、次にいきます。

計画書全体がそうなんですけれども、いろいろな取組について書かれている順番ですが、最初に住民の行動が出てきます。2番目に事業者の行動、3番目に行政の行動、そういう順番で書かれています。私は、順番が逆ではないかと思うのです。

住民の要求や願いから出発するのはいいですが、やり方を決定したら、まず行動するのは行政だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

住民、事業者、行政の行動における、記載の順番についてのご指摘なんですけれども、計画書に記載する際の住民、事業者、行政の順番については、前計画を踏襲した順番で記載されております。この順番について、特に優先順位はありません。住民、事業者、行政がそれぞれの立場から環境問題に取り組むものとしております。

次期計画の策定に際しましては、川俣議員からご指摘のあった点を考慮した上で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ちなみに2005年、町の合併直後に制定された那珂川町環境基本条例というのがありますけれども、そこでは、最初に町の責務、次に事業者の責務、3番目に町民の責務の順番で書かれています。今、問題にしている計画も、町、事業者、町民の順番に戻して、一番大切なのは行政の取組だということを肝に据えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

一番大事なのは行政というご指摘なんですけれども、それにつきましては先ほど答弁したとおり、順番については優先順位はないということで、それぞれの立場に立って活動していくことが重要だということで認識しておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 順番については何も考えていなく、そういう順番になったということらしいんですが、私は違うと思うんですよ。町がこういう取組をしてほしいということできちんと計画して、課題を住民の方に明示して、それで町として断固として取り組むと、そういう姿勢を見せることが一番大事なのであって、まず、住民の行動だということでは、私はおかしいと思っています。

では、3点目にいきます。排出量削減目標についての再質問です。

確認しますけれども、5%以上の削減というのは、2022年度の1人当たりのごみ排出量、年間299キログラムを5%以上削減ということなんでしょうか、いかがですか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

5%の基準となる数字なんですけれども、こちらは、計画が策定されたのが3月ということで、直近のデータでいきますと、令和4年度、2022年のデータを基に5%削減ということで書かせていただきました。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 299キログラムでいいと思うんですけれども、その5%削減というと284キログラムなんですけど、それが目標なんです。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） こちらは、5年以内に1人当たり年間排出量5%以上削減ということなので、284キロ以下にするということで認識いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 目標は284キログラム以下ということなんですが、先ほども数字を示しましたけれども、2016年、この年には1人当たりの年間ごみ排出量は265キログラムなんです。それよりもかなり多い284キログラムが、それ以下が2028年の目標でいいのかが問われていると思います。地球温暖化のスピードを抑えるには、二酸化炭素の排出量を大幅に削減する必要があるというときに、これではとても足りない、削減にさえもなっていないと思いませんか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

目標設定について、過去2016年に265キロというのが最低ということになっております。この点についてどうなのかというご質問なんですけれども、過去10年間において、平成28年の265キロが最低値として、それ以降年々増加傾向にあることは承知しております。それにつきまして、今回の計画では、あくまでも今後5年間の計画目標ということになりますので、今後5年間で5%以上削減していくということで設定させていただいたものをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） そうすると、少しだけ減らせばいいんじゃないかと、可能なのは5%ぐらいだと、そのように目標を決めたのだなというふうに私は受け止めてしまいます。地球温暖化を抑えると、このまま行ったら大変だという、そういうことがあちこちで言われています。地球温暖化じゃなくて沸騰化だという言葉も言われていますけれども、それを抑えるためにも、いろんなところで燃やすごみを減らさなければならない。そういったときに、299キログラムが現実だから、それを5%ぐらい減らせばいいだろうと、それでは自治体としての取組にはならないと、そうであってはいけないと思うんですけれども、もっと真剣に、減らす目標をもっと小さくして取り組まなければならないと思いますけれども、5%減らせばいいと、それ以上減らせばいいと、そういうふうにお考えなんでしょうか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 先ほどの質問にお答えいたします。

5%の目標設定について、不十分ではないかというご指摘かと思うんですけれども、その点に関しましては、何度も言いますように、5か年間の目標として設定させていただいて、なおかつ5%以上ということなので、それが10%であってもいいというような解釈でいただければと思います。そういうことを目指して頑張って努力していくということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川侯義雅議員。

〔6番 川侯義雅登壇〕

○6番（川侯義雅） 町長に伺いたいと思います。

2022年に299キログラムあった1人当たりの年間ごみ排出量、それを2028年、6年後に僅か5%減らして284キログラムにすればいい、そういう目標でよろしいと考えているのでしょうか。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま生活環境課長がお答えしたとおりであります。

○議長（益子明美） 川侯義雅議員。

〔6番 川侯義雅登壇〕

○6番（川侯義雅） ということは、284キログラム以上減ればいいのかと。過去265キログラムというのもありましたけれども、そこまで減らさなくてもいいと、そういう考えなんだなということを再確認します。ということで、もう5%削減というのは訂正する必要がないということだと理解します。

4点目についての再質問です。

計画書では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの全てをごみとして、その総量を減らすのを目的にしていると受け取れます。しかし、総量を問題にすると矛盾が起きてこないかと疑問に思います。例えば、資源ごみについてはまだまだ大きくは広がっていない。先ほど課長もおっしゃったように、雑紙の分別資源化、これを進めれば、資源ごみが大幅に増えることになると思います。そして、その分、燃やすごみは減ります。しかし、この場合、総量は変わらないのではないのでしょうか。どうですか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

総量についてなんですけれども、集計上、資源ごみも含まれた形になりますので、総量は減らないかと思えます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ごみの総量を減らすということも、これはいろいろ考えると必要かなと思います。けれども、ごみの中でも大きく減らすことを目標にするものと、逆に大きく増やすべきものを個別に考えなくては、町として目指す方向が非常に曖昧になってしまうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えします。

町の方向性なんですけれども、前に答弁で言いましたとおり、ごみの全体の量を減らしていくという町の方向性が出ていますので、そういった形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 計画書の33ページには、ごみの総量も書いてあるけれども、燃やすごみを減らすことが大事だと書かれているんですよ。町が作った計画書の中にそう書かれているんです、燃やすごみを減らすことが大事なんだと。ここでは総量と書いていないんですよ、実は。だから、非常に曖昧なんです。総量を減らすという書き方をしているところと、燃やすごみを減らすと書かれているところと、本当はどちらなんでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

ごみの総量を減らすことが大事なのか、燃やすごみを減らすことが大事なのかというご質問なんですけれども、町としましては、ごみの問題に対しては、燃やすごみもごみの総量もどちらも減らすことが大事だと認識しております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 先ほどちょっと問題にしましたけれども、雑紙は分別してもらいたいん

だと、まだまだそうになっていないと、雑紙を燃やすごみの中に入れてないで、雑紙として分別した場合には雑紙の量は増えますよね、減りませんよね。削減目標になるんですか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

雑紙を減らしたことが、ごみの総量の減少につながるのかというご質問かと思えます。その点につきましては、町としては、ごみの資源化を図っていく上で、雑紙については燃やすごみから分別するように推進したわけですから、それについてはごみの総量が減る減らないという以前に、資源化を図るという点で町民の皆様のご協力が必要だと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 先ほども問題にしましたけれども、計画書の中では、燃やすごみを減らすことが大事なんだと書かれているんですよ。だから、本当に減らしたいのは燃やすごみではないのでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

本当に減らしたいごみということなんですけれども、最初に答弁したとおり、全てのごみを減らしたいというのが実際のところでございます。その中で燃やすごみに関しましては全体の8割で、その内の4割が雑紙ということなので、減らすことが可能なのは、重量的に燃やすごみではないかということで提示させていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 非常におかしな答弁だと思いますよ。燃やすごみを減らすのが大事だと書いているんですから、そういうふうにおっしゃるべきだと思います。ごみを減らすということと言っているけれども、資源ごみ、あるいは雑紙に限らず、ほかのものでも、燃やすごみの中に入れてほしいというのはあるでしょう、そういうものは減らなくていいんですよ。そういうものも含めて減らすんだ、減らすんだと言っているから、目標が曖昧になるんです。何を一番減らしたいのか、いかがですか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

何を減らしたいかについてなんですけれども、何度も答弁していますとおり、ごみ全体を減らしたいというのが一番でございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 話にならないと、悪いけれども、そう思ってしまうます。

6点目の再質問です。それぞれの担当課が様々な目標を設定して取り組むこと自体は間違っていないと思います。先ほども益子純恵議員の質問の中にも、総合振興計画との兼ね合いの質問がありましたけれども、いろいろ目標を設定する上で中心になっているのは総合振興計画だと、私は理解しているのですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

町の施策の中で主要となるものにつきましては、総合振興計画になりますので、それに準じて、ほかの計画も作成されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） この環境基本計画後期計画もまた総合振興計画に基づいて作られていると理解したいのですが、実は総合振興計画で掲げられている目標と環境基本計画で示されている目標に大きな違いがあるのではないかと思います。

2020年度に策定された第2次那珂川町総合振興計画では、循環型社会の構築の目標として、1人当たりのごみ年間排出量を2025年度、来年度に236キログラムと設定しているのは間違いはないですか。これは総合振興計画の52ページです。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

町の第2次那珂川町総合振興計画の中で、1人当たりの年間排出量について、令和7年度に236キロと書かれていることは事実でございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ちょっと寄り道させてもらいたいんですが、2019年度の1人当たり年間排出量の数字が総合振興計画では295キログラム、環境基本計画では299キログラムとなっています。同じ年度で数字が違います。どちらの数字が正しいのでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

総合振興計画に記載されている令和2年度の基準年度の数字と、環境基本計画後期計画の数字に差異が生じている件についてなんですけれども、これにつきましては、環境基本計画の数字は4月1日現在の人口に基づいて算出されておりました、振興計画の数字につきましては、県に倣っているのであれば10月1日の数字が使われているのではないかと思われま。それについては精査をしていないので、何とも答えられないんですけれども、少なくとも環境基本計画の数字につきましては、先ほど言いましたように4月1日現在で出した数字を割り返して算出した数字ですので、信憑性は高いということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 大きな差ではないんですけれども、この辺のところをきちんと精査してもらいたいと思います。

目標に戻ります。

環境基本計画では、2028年度までに5%削減ですから、何回も言いますけれども、1人当たり年間284キログラムという目標になっています。こちら間違いありませんね。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

環境基本計画後期計画において設定した目標数値につきましては、5年後5%削減、284キロ以下にするということになりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） きちんとした比較をしてもらいたいんですけれども、総合振興計画の目標は2025年度に236キログラムまで減らすとしています。ところが、環境基本計画の目標は、

それから3年後の2028年度に284キログラムと大きく増えています。総合振興計画と環境基本計画後期計画の整合性が全く取れていないと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 先ほどの質問にお答えいたします。

総合振興計画の中で、計画最終年度の令和7年度に1人当たり236キログラムで、環境基本計画の後期計画においては、5年後に284キログラムということで記載されていて、数字が上がっているのではないかというご指摘なんですけれども、これにつきましては、平成27年度の前期基本計画策定の際に設定したもので、その後、コロナ禍による家庭消費の増による家庭ごみの増加等を想定しなかった目標であり、令和6年3月に、今後5年間の数値目標として設定した数字が284キロという数字になります。

振興計画との整合性については、令和8年度以降の次期基本計画策定の際に図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 町の計画というのは、理想に向かって理想の数字を上げるのか、それとも現実でこれぐらいだろうということで、現実から出発して、無理のない数字を掲げるのか、どちらなんですか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

目標の設定の方法なんですけれども、これにつきましては、策定の際に協議をして設定されたものと考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 協議した中でのと言いますが、何を基本にして考えたのかと聞いているんですよ。地球温暖化を阻止するためとか、文言では書かれているんですよ、総合振興計画にも、環境基本計画にも書かれているんです。それを町としてどう責任を負うかということで、おそらく236キログラムという目標を立てたのだと思います。ところが、肝心の環境基本計画では、3年後に減るんならいいんですよ、236キログラムより減るのなら分か

りますよ、そうではなくて大幅に増えるんです。284キログラムに戻すというのはどういうことなんだと、どう説明しますか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

議員さんがおっしゃるとおり、町の総合振興計画の数字を反映しない後期基本計画はどうなんだという意見だと思うんですけども、それにつきましては、計画の策定時の情勢に応じて数字が変わったということで認識していただけたと思います。これにつきましては、5%以上の削減を目標としてやっていこうとしたわけですから、それが地球温暖化に全く貢献がないとかそういうわけではなく、一応地球温暖化に貢献するように削減目標を設定したということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 地球温暖化を止めるために貢献するというにはならないんですよ。

推進するということになってしまうんですよ。そこは本当にきちんと精査をして、でない、236キログラムというのは間違っていたのかと、そういう話になってしまいますよ。コロナがあってもなくても、地球温暖化というのはどんどん進んでいるんですよ。コロナがあったから目標を大幅に後退していいとか、そういう問題ではないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

この目標設定につきましては、課内等で十分協議をした上で、環境推進審議会等の審議、またパブリックコメント等を経て策定したものですので、そういった経緯で策定されていることをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） とても理解できる数字ではないと思います。非常に残念です。そういう姿勢で取り組んでいたのでは、これから先もっともっと1人当たりのごみ排出量が300キロを超えても、そうなった場合には、目標がまた後退していくと、そういうことになってしま

うのかなと思って、本当にそれではまずいと思います。

ですが、時間もありますので、先に進めたいと思います。

7点目に関しての再質問です。

先ほど、燃やすごみの中で40%を占めるのが紙類だと、できるだけ雑紙として出してほしいと、これは課長も申されました。そのとおりだと思います。紙類を雑紙として分類すれば資源になります。しかし、実際には、長年燃やすごみの中に入れてきた習慣を改めるのは容易ではありません。紙袋に入れて出せばいいと言っても、実際にはどんな紙を雑紙としているのか、案外分からなかったりします。分からないんですよ。普通、雑紙という言い方をしませんから。

提案ですけれども、庁舎内で回収した雑紙がありますね、日頃回収していますよね。その雑紙が入った紙袋を庁舎の玄関辺りに置いて、来庁者に見てもらおうのはどうでしょうか。やってみませんか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

雑紙の取扱いについて、庁舎に見本を置いたらどうかというご指摘かと思うんですけれども、雑紙の取扱いにつきましては年何回か広報なかがわで周知させていただいております。その中で、取扱いについて紙袋にこうして入れるんだよという写真を一緒に掲載しておりますので、そういった中で周知されているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

[6番 川俣義雅登壇]

○6番（川俣義雅） ご理解いただければということなのですが、実際に、雑紙として回収されるものはどれぐらい増えているんですか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

雑紙の回収量についてのご質問かと思うんですけれども、それについては、特に集計を分けてはいませんので、把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

[6番 川俣義雅登壇]

○6番（川俣義雅） 私もいろんな人に話をしているんですけども、なかなか難しいんですよ。この人が雑紙として出していない、そういう例がたくさんある、残念ながらそうなんです、それが現実なんです。先ほども言いましたけれども、雑紙がどういうものなのかが分からないんです。ごみの出し方の説明を見ると、小さなごみは紙袋に入れて出してくださいと、書かれているんですよ。雑紙が何なのかは書かれていないんです。だから分からないんですよ。段ボールも雑紙に入れて大丈夫ですね、チラシも大丈夫ですね、どうでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

段ボールとかチラシとかそういったものの取扱いなんですけれども、それにつきましては分別ハンドブックに書いてあるとおり、段ボールは段ボールで出していただいて、チラシについては新聞と一緒に出していただいて大丈夫ということで書かれておりますので、そちらをよく参考にいただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 雑紙は何にリサイクルするかというと、段ボールですよね。違いますか。どうでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

雑紙のリサイクルについてなんですけれども、一般的に段ボールと言われているんですけども、実際にそれを確認したわけではないので、そうなんだろうというふうにしか認識しておりません。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 段ボールは段ボールとして出してほしいということなんです、段ボールもまた段ボールなんですよね。同じなんです。ですから、段ボールで出せといっても、たくさんある人は束ねて出していますよ。でも、少ししかない段ボール、これを段ボールに出すといっても、少しじゃ出せないというときに雑紙に入れればいいのかというふうに思いませんか。そうでないと燃やすごみの中に入れちゃうんですよ。チラシも新聞とチラシのときに

出すのを忘れていた、いや、もう燃やすごみの中に入れちゃおう、こういうことになりませんか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

雑紙につきまして、段ボールと一緒に出したらどうかというご質問かと思うんですけども、庁舎で収集しているごみにつきましては資源化ということで業者に販売しております。その中で、段ボールと雑紙では販売単価が違うということがありますので、できれば、町で周知しているとおおり、段ボールは段ボール、雑紙は雑紙で出していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 広報で知らせているから、写真も載せているから、もうそれでいいんだと、それ以上やる必要はないんだと言っていたと思いますけれども、やはり実際に目で見て、あるいは手で触って、これが雑紙なのかと、こう出せばいいんだなということが実際分からないと、なかなか広がらないんですよ。ですから、玄関先に雑紙はこう出してくださいみたいな説明書を書いて提示すればいいじゃないですか。それぐらいやってもいいと思いますが、いかがですか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

雑紙の現物を庁舎の玄関に置いて、見本として活用したらどうかというご質問なんですけれども、これにつきましては、議員のたつての要望ということで承りましたので、課内で十分検討して対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、生ごみですけれども、回収・堆肥化を行っている市街地以外では燃やすごみの中に入れていますが、これは燃やすごみの袋にも書いてありますね、「生ごみは水を切って入れてください」と、「燃やすごみの中に入れてください」と書いてあるんです。ということな

んですが、この生ごみを完全資源化する考えはありますか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみの完全資源化についてのご質問ですが、町では、循環型社会の構築を目指すということで、生ごみ堆肥化事業を実施しております。それにつきましては、収集の方法等を検討した結果、市街地だけの地区限定ということで対応させていただいております。それ以外の地区につきましては、生ごみ処理機及びコンポスト等の補助制度を活用させていただいて、処理していただくということで対応させていただいております。当然、生ごみにつきましても、なるべく資源化に努めていただければと考えております。以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） コンポスト購入に対する助成金、これは設けてもらいましたし、引き上げましたよね。それをもっと増額することも必要だと思うんですが、検討していただけますか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみ処理機及びコンポストの補助制度、補助率の引上げ等について検討してくれないかというご質問ですが、それにつきましては、ごみの問題全体を通して常に何が一番いい方法なのかということを検討しておりますので、必要が生じれば当然検討していくものだと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 近い将来、生ごみは燃やすごみの中には入れないという方針を取っていただきたいと思いますが、検討してもらえますか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみは燃やすごみに入れられないようにしたらどうかというご質問ですが、町としては、生ごみは資源化ということでお願いしたいと思っております。そういった意味で、今後も対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 次に、プラごみについてです。

先日の下野新聞に大田原市に住んでいる方からの、「市が始めたプラごみ回収について」という投書が載っていました。時間があまりありませんので一部だけ読ませてもらいます。「遅まきながら、私の住む市でも、4月からプラスチック容器包装の分別収集が始まり、新たに月2回の収集日が設けられました。今回のプラスチック製品の分別収集は、今まで何も考えずにプラスチック製品を便利に使っていた私たちが、プラごみをまき散らすことなく、最後の処理まできちんと責任を取ることの大切さを改めて思い知る、とてもよい機会となりました。プラごみ選別をしっかりと実行したいです。」頑張ってみます、と積極的に受け止める投書でした。

プラスチック類を燃やすごみではなく、分別回収している自治体が増えていきますね、県内25市町ではどうなっていますか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

プラスチックごみの取扱いについて県内の市町村の動向なんですけれども、廃プラ及びプラスチック容器関係のごみにつきましては、資源化を図るようということで法律が改正されまして、市町村においてはそのように対応しておりますけれども、町としましてもそういった意味で、昨年度初めてプラスチックごみ、廃プラスチックにつきましてはイベント回収ということで、小川総合福祉センターで拠点回収をさせていただきました。

県内の市町村の動向なんですけれども、先ほど大田原市でやっているということでお話があったかと思うんですけれども、やっているところもありますし、まだまだそれに対応していないところもあると、正確に何市町村でやっているかというのは、今のところ手元に資料がないので発言できませんので、控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 増えている自治体が出てきたので、前の資料よりも多くなっていると思いますけれども、多分もう20市町ぐらいは分別を始めていると思います。しっかり調べてい

ただきたい。

それで、那珂川町は、プラごみのイベント回収をやったということなんですけれども、普段の分別回収に踏み切れない理由は何でしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

プラごみの分別回収に踏み切れない理由ですけれども、それにつきましては、分別して収集した結果、それをどう取り扱うかということで、那珂川町の場合は、那須烏山市と一緒に広域行政事務組合で中間処理をしていますけれども、広域行政では、その回収したプラスチックごみの取扱いについて対応できないというお話があるものですから、町独自で収集はできないということになっています。その代わりに、イベント回収や拠点回収で対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 分別回収をこれから進めていく方向になるんだと思うんですけれども、時間がちょっと押していますので、前に進めます。

8点目に関しての再質問は時間がないので取りやめます。

総合振興計画では、人と自然が共生する町をつくるとして、バイオマス資源を有効活用した循環型社会を目指す町の実現を図るとしています。52ページです。その一環として生ごみ堆肥化事業を始めたと思いますけれども、ぜひ拡大していただきたいと思います。

自治体はごみから逃げるわけにはいきません。課題を明確にし、前進しなければならないと思います。ごみの問題は全ての町民に直接関わる現在の問題であり、地球環境や広域衛生センター焼却施設の更新に関わる緊急の課題であり、町の行く末を左右する問題であり、さらには私たち一人一人の生き方に関わる問題であると思います。

はっきり申し上げて、町執行部の対応は極めて不十分だと思います。課題に対する本気度が伝わってきません。町長を先頭に、町民に熱く呼びかける、明確で分かりやすい方針を早急に打ち立てることをお願いしたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 町長。

○町長（福島泰夫） ただいまのご発言、川俣議員の熱意あるご発言と認識させていただきます。

○議長（益子明美） 川侯義雅議員。

〔6番 川侯義雅登壇〕

○6番（川侯義雅） 今まで取り組んできたことで十分とするのではなくて、そして、安易に妥協することではなくて、常によりよい方向を目指して一緒に頑張ろうではありませんか。

これで私の質問を終わります。

○議長（益子明美） 6番、川侯義雅議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（益子明美） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時51分